



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 土地改良区の定款の変更の認可（村づくり計画課） 1
- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出（村づくり計画課） 1
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定（道路管理課） 2
- 基本測量の実施の通知（道路管理課） 3
- 公共測量の実施の終了の通知（道路管理課） 3

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の決定（情報基盤整備課） 3
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告・7件（下水道事務所） 3
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告・7件（下水道事務所） 16
- 特定調達契約に係る落札者の決定（下水道事務所） 27

病院事業局事項

- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告 28
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告 29

監査委員事項

- 定期監査結果の公表 31
- 財政的援助団体等監査結果の公表 31

告 示

沖縄県告示第43号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年2月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 土地改良区の名称 うるま市与那城宮城島上原土地改良区
- 2 認可年月日 令和8年1月16日

沖縄県告示第44号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次のとおり久米島町具志川土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和8年2月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	山里昌伸	久米島町字山里92番地

理事	吉永幸夫	久米島町字仲地4番地
理事	安村秀紀	久米島町字西銘2334番地
理事	前兼久幸雄	久米島町字西銘2271番地
理事	糸数克守	久米島町字鳥島268番地
理事	喜久里猛	久米島町字兼城170番地
理事	新城行雄	久米島町字兼城210番地
理事	天久興次郎	久米島町字大田294番地
理事	上江洲実	久米島町字大田206番地3
理事	仲村昌慧	久米島町字山里89番地
理事	桃原秀雄	久米島町字比嘉2870番地
監事	国吉武	久米島町字鳥島356番地
監事	田端努	久米島町字嘉手苺118番地
監事	比嘉正明	久米島町字山里173番地1

任期 令和5年12月5日から令和9年12月4日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	山里昌伸	久米島町字山里92番地
理事	吉永幸夫	久米島町字仲地4番地
理事	安村秀紀	久米島町字西銘2334番地
理事	前兼久幸雄	久米島町字西銘2271番地
理事	糸数克守	久米島町字鳥島268番地
理事	喜久里猛	久米島町字兼城170番地
理事	新城行雄	久米島町字兼城210番地
理事	天久興次郎	久米島町字大田294番地
理事	上江洲実	久米島町字大田206番地3
理事	仲村昌慧	久米島町字山里89番地
理事	桃原秀雄	久米島町字比嘉2870番地
監事	国吉武	久米島町字鳥島356番地
監事	田端努	久米島町字嘉手苺118番地
監事	比嘉正明	久米島町字山里173番地1

沖縄県告示第45号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

令和8年2月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 名護宜野座線
- 3 区間 名護市大中三丁目18番から名護市宇伊差川喜知留原248番地2まで

沖縄県告示第46号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和8年2月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 基本測量を実施する地域 那覇市
- 2 基本測量を実施する期間 令和8年3月9日から同月31日まで
- 3 作業種類 基本測量（重力測量）

沖縄県告示第47号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄県南部土木事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和8年2月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 南風原町字宮平
- 2 公共測量を実施した期間 令和7年9月3日から令和8年1月15日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和8年2月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 全庁共通ファイルサーバシステムの賃貸借（設置及び設定業務を含む。） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県企画部情報基盤整備課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 令和7年11月26日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社コンピュータ沖縄 代表取締役 名護宏雄 浦添市伊祖四丁目8番2号サンライズビル4階
- 5 落札金額 90,809,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和7年10月17日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和8年2月6日

沖縄県下水道事務所長 宮 里 政 規

- 1 調達する特定役務の種類 沈砂、し渣等搬出処理処分業務委託（那覇処理区）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項及び第6項の規定に基づき、本業務の実施に必要な産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可（事業の範囲はいずれも汚泥）を受けている者であること。
 - (2) 本業務の履行にあたり必要な運搬車両及び計量器を有する者であること。
 - (3) 仕様書に定める汚泥搬出量を処理できる能力を有する者であること。
 - (4) 処分場が悪臭防止法（昭和46年法律第91号）の規制地域外又は規制地域内に位置する場合は、その規制基準を満たす者であること。
 - (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県発注業務等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
 - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
 - (7) 入札に参加する者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があつた後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
- (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 産業廃棄物処分業の許可証の写し
 - ウ 産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し
 - エ 収集運搬車両に係る車検証の写し及び車両写真（車両番号を確認できるもの）
 - オ トラックスケール等計量器の検査証明書の写し
 - カ 処分場が悪臭防止法の規制地域外であることを示す資料、規制地域内に位置する場合は、その規制基準を満たす者であることを示す資料
 - キ 法人の登記事項証明書
 - ク 県税（法人事業税）に関し滞納がないことを示す納税証明書
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 沖縄県下水道事務所のホームページからダウンロードすること。
 - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県下水道事務所 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号 電話番号098-898-5988
 - (3) 申請書等の受付期間 令和8年2月6日（金曜日）から同月20日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
 - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和8年3月31日（火曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
- (1) 商号又は名称
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）
 - (4) 使用印鑑
 - (5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
 - (6) 電話番号

8 入札参加資格の取消し等

- (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
 - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県下水道事務所が実施する沈砂、し渣等搬出処理処分業務委託（那覇処理区）に係る一般競争入札に限り、適用する。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和8年2月6日

沖縄県下水道事務所長 宮 里 政 規

- 1 調達する特定役務の種類 下水汚泥処理業務委託（那覇浄化センター）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項及び第6項の規定に基づき、本業務の実施に必要な産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可（事業の範囲はいずれも汚泥）を受けている者であること。
 - (2) 本業務の履行にあたり必要な運搬車両及び計量器を有する者であること。
 - (3) 仕様書に定める汚泥搬出量を処理できる能力を有する者であること。
 - (4) 下水汚泥を原料とした肥料を生産する者であること。
 - (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県発注業務等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
 - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
 - (7) 入札に参加する者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 産業廃棄物処分業の許可証の写し
 - ウ 産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し
 - エ 収集運搬車両に係る車検証の写し及び車両写真（車両番号を確認できるもの）
 - オ トラックスケール等計量器の検査証明書の写し
 - カ 下水汚泥を原料とする肥料の登録証の写し
 - キ 下水汚泥を原料とする肥料の製品写真、生産者保証票の写し及び令和6年度生産量実績（月別）
 - ク 法人の登記事項証明書
 - ケ 県税（法人事業税）に関し滞納がないことを示す納税証明書
 - コ 直近の決算資料（貸借対照表及び損益計算書）
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 沖縄県下水道事務所のホームページからダウンロードすること。
 - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県下水道事務所 〒901-2221 宜野湾市伊

佐三丁目12番1号 電話番号098-898-5988

- (3) 申請書等の受付期間 令和8年2月6日(金曜日)から同月20日(金曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
- (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和8年3月31日(火曜日)までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)
 - (4) 使用印鑑
 - (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
 - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
 - (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
 - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県下水道事務所が実施する下水汚泥処理業務委託(那覇浄化センター)に係る一般競争入札に限り、適用する。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和8年2月6日

沖縄県下水道事務所長 宮 里 政 規

- 1 調達する特定役務の種類 下水汚泥処理業務委託(宜野湾浄化センター)
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第1項及び第6項の規定に基づき、本業務の実施に必要な産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可(事業の範囲はいずれも汚泥)を受けている者であること。
 - (2) 本業務の履行にあたり必要な運搬車両及び計量器を有する者であること。
 - (3) 仕様書に定める汚泥搬出量を処理できる能力を有する者であること。
 - (4) 下水汚泥を原料とした肥料を生産する者であること。
 - (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県発注業務等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
 - (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
 - (7) 入札に参加する者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格(以下「入札参加資格」という。)の登録を申請する者は、次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所

に提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格登録申請書

イ 産業廃棄物処分業の許可証の写し

ウ 産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し

エ 収集運搬車両に係る車検証の写し及び車両写真（車両番号を確認できるもの）

オ トラックスケール等計量器の検査証明書の写し

カ 下水汚泥を原料とする肥料の登録証の写し

キ 下水汚泥を原料とする肥料の製品写真、生産者保証票の写し及び令和6年度生産量実績（月別）

ク 法人の登記事項証明書

ケ 県税（法人事業税）に関し滞納がないことを示す納税証明書

コ 直近の決算資料（貸借対照表及び損益計算書）

(2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先

ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 沖縄県下水道事務所のホームページからダウンロードすること。

イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県下水道事務所 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号 電話番号098-898-5988

(3) 申請書等の受付期間 令和8年2月6日（金曜日）から同月20日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。

(4) 申請書等に使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。

6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和8年3月31日（火曜日）までとする。

7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 住所又は所在地

(3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）

(4) 使用印鑑

(5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額

(6) 電話番号

8 入札参加資格の取消し等

(1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

(2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県下水道事務所が実施する下水汚泥処理業務委託（宜野湾浄化センター）に係る一般競争入札に限り、適用する。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和8年2月6日

沖縄県下水道事務所長 宮 里 政 規

1 調達する特定役務の種類 下水汚泥処理業務委託（具志川浄化センター）

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項及び第6項の規定に基づき、本業務の実施に必要な産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可（事業の範囲はいずれも汚泥）を受

けている者であること。

- (2) 本業務の履行にあたり必要な運搬車両及び計量器を有する者であること。
- (3) 仕様書に定める汚泥搬出量を処理できる能力を有する者であること。
- (4) 下水汚泥を原料とした肥料を生産する者であること。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県発注業務等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (7) 入札に参加する者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。

3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの

4 申請の方法等

(1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。

- ア 一般競争入札参加資格登録申請書
- イ 産業廃棄物処分業の許可証の写し
- ウ 産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し
- エ 収集運搬車両に係る車検証の写し及び車両写真（車両番号を確認できるもの）
- オ トラックスケール等計量器の検査証明書の写し
- カ 下水汚泥を原料とする肥料の登録証の写し
- キ 下水汚泥を原料とする肥料の製品写真、生産者保証票の写し及び令和6年度生産量実績（月別）
- ク 法人の登記事項証明書
- ケ 県税（法人事業税）に関し滞納がないことを示す納税証明書
- コ 直近の決算資料（貸借対照表及び損益計算書）

(2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先

- ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 沖縄県下水道事務所のホームページからダウンロードすること。
- イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県下水道事務所 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号 電話番号098-898-5988

(3) 申請書等の受付期間 令和8年2月6日（金曜日）から同月20日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。

(4) 申請書等に使用する言語及び通貨

- ア 言語 日本語
- イ 通貨 日本国通貨

5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。

6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和8年3月31日（火曜日）までとする。

7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）
- (4) 使用印鑑
- (5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
- (6) 電話番号

8 入札参加資格の取消し等

(1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合におい

ては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

(2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県下水道事務所が実施する下水汚泥処理業務委託（具志川浄化センター）に係る一般競争入札に限り、適用する。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和8年2月6日

沖縄県下水道事務所長 宮 里 政 規

- 1 調達する特定役務の種類 下水汚泥処理業務委託（西原浄化センター）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項及び第6項の規定に基づき、本業務の実施に必要な産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可（事業の範囲はいずれも汚泥）を受けている者であること。
 - (2) 本業務の履行にあたり必要な運搬車両及び計量器を有する者であること。
 - (3) 仕様書に定める汚泥搬出量を処理できる能力を有する者であること。
 - (4) 下水汚泥を原料とした肥料を生産する者であること。
 - (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県発注業務等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
 - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
 - (7) 入札に参加する者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 産業廃棄物処分業の許可証の写し
 - ウ 産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し
 - エ 収集運搬車両に係る車検証の写し及び車両写真（車両番号を確認できるもの）
 - オ トラックスケール等計量器の検査証明書の写し
 - カ 下水汚泥を原料とする肥料の登録証の写し
 - キ 下水汚泥を原料とする肥料の製品写真、生産者保証票の写し及び令和6年度生産量実績（月別）
 - ク 法人の登記事項証明書
 - ケ 県税（法人事業税）に関し滞納がないことを示す納税証明書
 - コ 直近の決算資料（貸借対照表及び損益計算書）
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 沖縄県下水道事務所のホームページからダウンロードすること。
 - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県下水道事務所 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号 電話番号098-898-5988
 - (3) 申請書等の受付期間 令和8年2月6日（金曜日）から同月20日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及

び休日を除く。)とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。

(4) 申請書等に使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。

6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和8年3月31日(火曜日)までとする。

7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 住所又は所在地

(3) 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)

(4) 使用印鑑

(5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額

(6) 電話番号

8 入札参加資格の取消し等

(1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

(2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県下水道事務所が実施する下水汚泥処理業務委託(西原浄化センター)に係る一般競争入札に限り、適用する。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和8年2月6日

沖縄県下水道事務所長 宮 里 政 規

1 調達する特定役務の種類 下水道処理施設維持管理業務委託(那覇処理区)

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 令和8年2月20日(金曜日)から同年3月19日(木曜日)までの間において、沖縄県の指名停止措置を受けていないこと。

(2) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県発注業務等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

(3) 入札に参加しようとする者の間に次に掲げる基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、次に掲げる基準のいずれかに該当する関係がある場合であって、辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは沖縄県土木建築部競争入札心得第3条第2項の規定に抵触するものではない。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合

(7) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合

(4) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(7)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が更生会社又は再生手続中の会社等である場合を除く。

(7) 一方の会社等の役員(株式会社の取締役(指名委員会等設置会社にあつては執行役)、持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(4) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合又はア若しくはイと同視しうる資本関係若しくは人的関係があると認められる場合

- (4) 下水道処理施設維持管理者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）第2条の規定による登録を受けていること。
- (5) 沖縄県内にある終末処理場において、標準活性汚泥法による維持管理業務実績を有すること。
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）に定める特定建設業又は一般建設業の許可を受けている者であつて、令和7・8年度沖縄県建設工事入札参加資格者名簿に登録されている者（登録業種は土木工事業、電気工事業、管工事業、機械器具設置工事業又は水道施設工事業のうち、1つ以上）であること。なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、これらの手続開始の決定後、沖縄県が別に定める手続に基づく入札参加資格の再認定を受けていること。
- (7) 総括責任者として、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係（この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請した日の3月前から引き続き雇用関係があることをいう。以下同じ。）のある下水道処理施設維持管理者登録規程第3条第1項各号に定める下水道処理施設管理技士又は下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条の3各号に定める有資格者を業務場所に専任で配置できること。なお、総括責任者は、標準活性汚泥法による処理を実施している終末処理場の維持管理業務に係る実務経験（保守点検、運転操作、監視等）を5年以上有する者であること。
- (8) 副総括責任者として、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある下水道処理施設維持管理者登録規程第3条第1項各号に定める下水道処理施設管理技士又は下水道法施行令第15条の3各号に定める有資格者を業務場所に専任で配置できること。なお、副総括責任者は、標準活性汚泥法による処理を実施している終末処理場の維持管理業務に係る実務経験（保守点検、運転操作、監視等）を3年以上有する者であること。
- (9) 各業務に精通するものとして高度な技術を有し、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある者のうちから、次に掲げる資格を有する取扱主任者を、業務場所に専任で配置できること。

ア 機械主任者

機械業務の責任者としての的確な判断力を有し、機械業務の維持管理に関する実務経験について、下水道処理施設2年以上又は上水道、工業用水道若しくはし尿処理施設等3年以上の者

イ 電気主任者

第3種電気主任技術者以上で、電気業務の維持管理業務の責任者としての的確な判断力を有し、電気業務の維持管理に関する実務経験について、下水道処理施設等における高圧受電施設保安管理業務の実務経験年数2年以上の者

なお、那覇浄化センターについては、受託者を電気事業法（昭和39年法律第170号）のみなし設置者とすることから、同法のみなし設置者である受託者は同法第43条第1項の規定に基づき電気主任技術者を選任し、自家用工作物の工事、維持及び運用に関する職務にあたる必要がある。

ウ 運転操作監視業務主任者

運転操作監視業務の責任者としての的確な判断力を有し、維持管理業務に係る実務経験（保守点検、運転操作、監視等）について、下水道処理施設2年以上又は上水道、工業用水道若しくはし尿処理施設等3年以上の者。運転操作監視業務主任者を中央監視要員として3人以上配置すること。

エ 水質管理主任者

水質管理業務の責任者としての的確な判断力を有し、水質業務の維持管理に関する実務経験について、下水道処理施設2年以上又は上水道、工業用水道若しくはし尿処理施設等3年以上の者

オ エネルギー管理員

エネルギーの使用の合理化に関して、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視、その他経済産業省令で定めるエネルギー管理業務の責任者で、経済産業大臣又はその指定する者が経済産業省令で定めるところにより行うエネルギーの使用の合理化に関し必要な知識及び技能に関する講習の過程を終了した者又はエネルギー管理士資格取得者。維持管理業務に係る実務経験（保守点検、運転操作、監視等）については、下水道処理施設2年以上又は上水道、工業用水道若しくはし尿処理施設等3年以上の者。

- (10) 次に掲げる資格を有する者を、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある者のうちから1人以上業務場所に配置できること。
- ア 安全衛生推進者（ただし、常時50人以上の配置となる場合は安全管理者及び衛生管理者を配置）
 - イ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
 - ウ 第1種電気工事士
 - エ 甲種危険物取扱者又は乙種第4類危険物取扱者
 - オ 特定化学物質作業主任者
 - カ その他選任の必要な法定資格者
- (11) 次に掲げる各業務に必要な技能を持った者を自社と直接的な雇用関係のある者のうちから配置できること。この場合において、アからエまでに掲げる技能員それぞれ1人については、実務経験の年数を問わない。
- ア 運転操作技能員
運転操作業務の技能員として必要な技能を有し、運転操作業務に関する実務経験について、下水道、上水道、工業用水道又はし尿処理施設等1年以上の者
 - イ 機械技能員
機械業務の技能員として必要な技能を有し、機械業務の維持管理に関する実務経験について、下水道、上水道、工業用水道又はし尿処理施設等1年以上の者
 - ウ 電気技能員
電気業務の技能員として必要な技能を有し、電気業務の維持管理に関する実務経験について、下水道、上水道、工業用水道又はし尿処理施設等1年以上の者
 - エ 水質技能員
水質業務の技能員として必要な技能を有し、水質業務の維持管理に関する実務経験について、下水道、上水道、工業用水道又はし尿処理施設等1年以上の者
那覇浄化センターにおいては、水質技能員を専任として2人以上配置し、うち1人は高度処理施設の水質業務を行うこと。
 - オ その他業務従事者
事務及び植栽管理、清掃等の業務に従事する者として、下水処理施設の業務内容が理解でき実務に適する者
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
- (1) 申請の方法 入札参加資格の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
- ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 入札参加適格合格通知書の写し
 - ウ 下水道処理施設維持管理者登録の写し及び現況報告の写し
 - エ 法人の登記事項証明書
 - オ 類似施設の受託実績（受託実績を証明する書類も添付のこと。）
 - カ 総括責任者の資格等を記載した書面
 - キ 副総括責任者の資格等を記載した書面
 - ク 取扱主任者の資格等を記載した書面
 - ケ 法定資格者の資格等を記載した書面
 - コ 配置予定の技能員及びその他業務従事者一覧表
- (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
- ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 沖縄県下水道事務所のホームページからダウンロードすること。
 - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県下水道事務所 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号 電話番号098-898-5988

- (3) 申請書等の受付期間 令和8年2月6日（金曜日）から同月20日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
- (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和8年3月31日（火曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）
 - (4) 使用印鑑
 - (5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
 - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
 - (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
 - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県下水道事務所が実施する下水道処理施設維持管理業務委託（那覇処理区）に係る一般競争入札に限り、適用する。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和8年2月6日

沖縄県下水道事務所長 宮 里 政 規

- 1 調達する特定役務の種類 下水道処理施設維持管理業務委託（伊佐浜処理区）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 令和8年2月20日（金曜日）から同年3月19日（木曜日）までの間において、沖縄県の指名停止措置を受けていないこと。
 - (2) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県発注業務等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
 - (3) 入札に参加しようとする者の間に次に掲げる基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、次に掲げる基準のいずれかに該当する関係がある場合であつて、辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは沖縄県土木建築部競争入札心得第3条第2項の規定に抵触するものではない。
 - ア 資本関係
 - 次のいずれかに該当する二者の場合
 - (7) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
 - (4) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
 - イ 人的関係
 - 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(7)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社又は再生手続中の会社等である場合を除く。
 - (7) 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

- (f) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (g) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合又はア若しくはイと同視しうる資本関係若しくは人的関係があると認められる場合

- (4) 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）第2条の規定による登録を受けていること。
- (5) 沖縄県内にある終末処理場において、標準活性汚泥法による維持管理業務実績を有すること。
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）に定める特定建設業又は一般建設業の許可を受けている者であつて、令和7・8年度沖縄県建設工事入札参加資格者名簿に登録されている者（登録業種は土木工事業、電気工事業、管工事業、機械器具設置工事業又は水道施設工事業のうち、一つ以上）であること。なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、これらの手続開始の決定後、沖縄県が別に定める手続に基づく入札参加資格の再認定を受けていること。
- (7) 総括責任者として、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係（この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請した日の3月前から引き続き雇用関係があることをいう。以下同じ。）のある下水道処理施設維持管理業者登録規程第3条第1項各号に定める下水道処理施設管理技士又は下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条の3各号に定める有資格者を業務場所に専任で配置できること。なお、総括責任者は、標準活性汚泥法による処理を実施している終末処理場の維持管理業務に係る実務経験（保守点検、運転操作、監視等）を5年以上有する者であること。
- (8) 副総括責任者として、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある下水道処理施設維持管理業者登録規程第3条第1項各号に定める下水道処理施設管理技士又は下水道法施行令第15条の3各号に定める有資格者を業務場所に専任で配置できること。なお、副総括責任者は、標準活性汚泥法による処理を実施している終末処理場の維持管理業務に係る実務経験（保守点検、運転操作、監視等）を3年以上有する者であること。
- (9) 各業務に精通するものとして高度な技術を有し、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある者のうちから、次に掲げる資格を有する取扱主任者を、業務場所に専任で配置できること。

ア 機械主任者

機械業務の責任者としての的確な判断力を有し、機械業務の維持管理に関する実務経験について、下水道処理施設2年以上又は上水道、工業用水道若しくはし尿処理施設等3年以上の者

イ 電気主任者

第3種電気主任技術者以上で、電気業務の維持管理業務の責任者としての的確な判断力を有し、電気業務の維持管理に関する実務経験について、下水道処理施設等における高圧受電施設保安管理業務の実務経験年数2年以上の者

ウ 運転操作監視業務主任者

運転操作監視業務の責任者としての的確な判断力を有し、維持管理業務に係る実務経験（保守点検、運転操作、監視等）について、下水道処理施設2年以上又は上水道、工業用水道若しくはし尿処理施設等3年以上の者。運転操作監視業務主任者を中央監視要員として3人以上配置すること。

エ 水質管理主任者

水質管理業務の責任者としての的確な判断力を有し、水質業務の維持管理に関する実務経験について、下水道処理施設2年以上又は上水道、工業用水道若しくはし尿処理施設等3年以上の者

オ エネルギー管理員

エネルギーの使用の合理化に関して、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視、その他経済産業省令で定めるエネルギー管理業務の責任者で、経済産業大臣又はその指定する者が経済産業省令で定めるところにより行うエネルギーの使用の合理化に関し必要な知識及び技能に関する講習の過程を終了した者又はエネルギー管理士資格取得者。維持管理業務に係る実務経験（保守点検、運転操作、監視等）については、下水道処理施設2年以上又は上水道、工業用水道若しくはし尿処理施設等3年以上の者

- (10) 次に掲げる資格を有する者を、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある者のうちから1人以上業務場所に配置できること。

- ア 安全衛生推進者（ただし、常時50人以上の配置となる場合は安全管理者及び衛生管理者を配置）
- イ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- ウ 第1種電気工事士
- エ 甲種危険物取扱者又は乙種第4類危険物取扱者
- オ 特定化学物質作業主任者
- カ その他選任の必要な法定資格者

(11) 次に掲げる各業務に必要な技能を持った者を自社と直接的な雇用関係のある者のうちから配置できること。この場合において、アからエまでに掲げる技能員それぞれ1人については、実務経験の年数を問わない。

ア 運転操作技能員

運転操作業務の技能員として必要な技能を有し、運転操作業務に関する実務経験について、下水道、上水道、工業用水道又はし尿処理施設等1年以上の者

イ 機械技能員

機械業務の技能員として必要な技能を有し、機械業務の維持管理に関する実務経験について、下水道、上水道、工業用水道又はし尿処理施設等1年以上の者

ウ 電気技能員

電気業務の技能員として必要な技能を有し、電気業務の維持管理に関する実務経験について、下水道、上水道、工業用水道又はし尿処理施設等1年以上の者

エ 水質技能員

水質業務の技能員として必要な技能を有し、水質業務の維持管理に関する実務経験について、下水道、上水道、工業用水道又はし尿処理施設等1年以上の者

宜野湾浄化センターにおいては、水質技能員を専任として1人以上配置すること。

オ その他業務従事者

事務及び植栽管理、清掃等の業務に従事する者として、下水処理施設の業務内容が理解でき実務に適する者

3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの

4 申請の方法等

(1) 申請の方法 入札参加資格の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格登録申請書

イ 入札参加適格合格通知書の写し

ウ 下水道処理施設維持管理業者登録の写し及び現況報告の写し

エ 法人の登記事項証明書

オ 類似施設の受託実績（受託実績を証明する書類も添付のこと。）

カ 総括責任者の資格等を記載した書面

キ 副総括責任者の資格等を記載した書面

ク 取扱主任者の資格等を記載した書面

ケ 法定資格者の資格等を記載した書面

コ 配置予定の技能員及びその他業務従事者一覧表

(2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先

ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 沖縄県下水道事務所のホームページからダウンロードすること。

イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県下水道事務所 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号 電話番号098-898-5988

(3) 申請書等の受付期間 令和8年2月6日（金曜日）から同月20日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。

(4) 申請書等に使用する言語及び通貨

- ア 言語 日本語
イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和8年3月31日（火曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
- (1) 商号又は名称
(2) 住所又は所在地
(3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
(4) 使用印鑑
(5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
(6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
- (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
- (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県下水道事務所が実施する下水道処理施設維持管理業務委託（伊佐浜処理区）に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和8年2月6日

沖縄県下水道事務所長 宮 里 政 規

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達する特定役務の名称及び数量 沈砂、し渣等搬出処理処分業務委託（那覇処理区） 一式
(2) 調達する特定役務の特質等 仕様書による。
(3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日
(4) 履行場所 沖縄県下水道事務所那覇浄化センター
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
- (1) 入札に参加する者に必要な資格 令和8年2月6日付け沖縄県公報定期第5385号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による沈砂、し渣等搬出処理処分業務委託（那覇処理区）に係る入札参加資格を有すると認められた者
(2) 資格に関する文書を入手するための手段 沖縄県下水道事務所のホームページからダウンロードすること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
- (1) 時期 令和8年2月6日（金曜日）から同月20日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
(2) 場所 沖縄県下水道事務所 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号
- 4 契約条項を示す期間及び場所
- (1) 期間 令和8年2月6日（金曜日）から同月20日（金曜日）まで
(2) 場所 沖縄県下水道事務所ホームページ
- 5 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 令和8年3月18日（水曜日）午前10時
(2) 場所 沖縄県下水道事務所2階会議室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに沖縄県下水道事務所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 令和8年2月6日（金曜日）から同月20日（金曜日）まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県下水道事務所ホームページ
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県下水道事務所
 - (2) 所在地 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号
- 11 契約の手續において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 令和8年3月16日（月曜日）午後5時
イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県下水道事務所へ提出すること。
 - (3) 最低制限価格 設定しない。
 - (4) 本業務は、沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年沖縄県条例第56号）に基づく長期継続契約であり、翌年度において当該契約に係る歳入歳出予算について減額または削除があった場合は、本契約は解除する。
 - (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
- (1) The Name and Quantity of the Specified Services
Outsourcing the Removal and Disposal of Grit and Screenings(Naha Sewage Treatment Area) 1 Set
 - (2) Performance Period
From April 1, 2026 to March 31, 2027
 - (3) Date of Bidding
10:00 a.m. Wednesday, March 18, 2026
 - (4) Point of Contact

Sewage System Office
3-12-1 Isa, Ginowan City, Okinawa, Japan 901-2221
Telephone 098-898-5988

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和8年2月6日

沖縄県下水道事務所長 宮 里 政 規

1 入札に付する事項

- (1) 調達する特定役務の名称及び数量 下水汚泥処理業務委託（那覇浄化センター） 一式
- (2) 調達する特定役務の特質等 仕様書による。
- (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日
- (4) 履行場所 沖縄県下水道事務所那覇浄化センター

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 令和8年2月6日付け沖縄県公報定期第5385号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による下水汚泥処理業務委託（那覇浄化センター）に係る入札参加資格を有すると認められた者
- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 沖縄県下水道事務所のホームページからダウンロードすること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 令和8年2月6日（金曜日）から同月20日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県下水道事務所 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号 電話番号098-898-5988

4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 令和8年2月6日（金曜日）から同月20日（金曜日）まで
- (2) 場所 沖縄県下水道事務所ホームページ

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年3月19日（木曜日）午前10時
- (2) 場所 沖縄県下水道事務所2階会議室

6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに沖縄県下水道事務所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

8 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 令和8年2月6日（金曜日）から同月20日（金曜日）まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県下水道事務所ホームページ

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県下水道事務所
- (2) 所在地 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

12 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 令和8年3月17日(火曜日)午後5時
イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県下水道事務所に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) 本業務は、沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成18年沖縄県条例第56号)に基づく長期継続契約であり、翌年度において当該契約に係る歳入歳出予算について減額または削除があった場合は、本契約は解除する。
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) The Name and Quantity of the Specified Services
Outsourcing the Sewage Sludge Treatment (Naha Sewage Treatment Center) 1 Set
- (2) Performance Period
From April 1, 2026 to March 31, 2027
- (3) Date of Bidding
10:00 a.m. Thursday, March 19, 2026
- (4) Point of Contact
Sewage System Office
3-12-1 Isa, Ginowan City, Okinawa, Japan 901-2221
Telephone 098-898-5988

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものについて一般競争入札(以下「入札」という。)に付するので、次のとおり公告する。

令和8年2月6日

沖縄県下水道事務所長 宮 里 政 規

1 入札に付する事項

- (1) 調達する特定役務の名称及び数量 下水汚泥処理業務委託(宜野湾浄化センター) 一式
- (2) 調達する特定役務の特質等 仕様書による。
- (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日
- (4) 履行場所 沖縄県下水道事務所宜野湾浄化センター

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 令和8年2月6日付け沖縄県公報定期第5385号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による下水汚泥処理業務委託(宜野湾浄

- 化センター)に係る入札参加資格を有すると認められた者
- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 沖縄県下水道事務所のホームページからダウンロードすること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
- (1) 時期 令和8年2月6日(金曜日)から同月20日(金曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県下水道事務所 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号 電話番号098-898-5988
- 4 契約条項を示す期間及び場所
- (1) 期間 令和8年2月6日(金曜日)から同月20日(金曜日)まで
- (2) 場所 沖縄県下水道事務所ホームページ
- 5 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 令和8年3月19日(木曜日)午前10時30分
- (2) 場所 沖縄県下水道事務所2階会議室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに沖縄県下水道事務所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。)又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 令和8年2月6日(金曜日)から同月20日(金曜日)まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県下水道事務所ホームページ
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県下水道事務所
- (2) 所在地 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
- ア 期限 令和8年3月17日(火曜日)午後5時

イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県下水道事務所に提出すること。

- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) 本業務は、沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年沖縄県条例第56号）に基づく長期継続契約であり、翌年度において当該契約に係る歳入歳出予算について減額または削除があった場合は、本契約は解除する。
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) The Name and Quantity of the Specified Services
Outsourcing the Sewage Sludge Treatment (Ginowan Sewage Treatment Center) 1 Set
- (2) Performance Period
From April 1, 2026 to March 31, 2027
- (3) Date of Bidding
10:30 a.m. Thursday, March 19, 2026
- (4) Point of Contact
Sewage System Office
3-12-1 Isa, Ginowan City, Okinawa, Japan 901-2221
Telephone 098-898-5988

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和8年2月6日

沖縄県下水道事務所長 宮 里 政 規

1 入札に付する事項

- (1) 調達する特定役務の名称及び数量 下水汚泥処理業務委託（具志川浄化センター） 一式
- (2) 調達する特定役務の特質等 仕様書による。
- (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日
- (4) 履行場所 沖縄県下水道事務所具志川浄化センター

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 令和8年2月6日付け沖縄県公報定期第5385号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による下水汚泥処理業務委託（具志川浄化センター）に係る入札参加資格を有すると認められた者
- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 沖縄県下水道事務所のホームページからダウンロードすること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 令和8年2月6日（金曜日）から同月20日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県下水道事務所 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号 電話番号098-898-5988

4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 令和8年2月6日（金曜日）から同月20日（金曜日）まで
- (2) 場所 沖縄県下水道事務所ホームページ

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年3月19日（木曜日）午前11時
- (2) 場所 沖縄県下水道事務所2階会議室

6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに沖縄県下水道事務所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期

限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

8 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 令和8年2月6日（金曜日）から同月20日（金曜日）まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県下水道事務所ホームページ

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県下水道事務所
- (2) 所在地 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

12 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 令和8年3月17日（火曜日）午後5時
イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県下水道事務所に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) 本業務は、沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年沖縄県条例第56号）に基づく長期継続契約であり、翌年度において当該契約に係る歳入歳出予算について減額または削除があった場合は、本契約は解除する。
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) The Name and Quantity of the Specified Services
Outsourcing the Sewage Sludge Treatment (Gushikawa Sewage Treatment Center) 1 Set
- (2) Performance Period
From April 1, 2026 to March 31, 2027
- (3) Date of Bidding
11:00 a.m. Thursday, March 19, 2026
- (4) Point of Contact
Sewage System Office
3-12-1 Isa, Ginowan City, Okinawa, Japan 901-2221
Telephone 098-898-5988

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和8年2月6日

沖縄県下水道事務所長 宮 里 政 規

1 入札に付する事項

- (1) 調達する特定役務の名称及び数量 下水汚泥処理業務委託（西原浄化センター） 一式
- (2) 調達する特定役務の特質等 仕様書による。
- (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日
- (4) 履行場所 沖縄県下水道事務所西原浄化センター

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 令和8年2月6日付け沖縄県公報定期第5385号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による下水汚泥処理業務委託（西原浄化センター）に係る入札参加資格を有すると認められた者
- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 沖縄県下水道事務所のホームページからダウンロードすること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 令和8年2月6日（金曜日）から同月20日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県下水道事務所 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号 電話番号098-898-5988

4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 令和8年2月6日（金曜日）から同月20日（金曜日）まで
- (2) 場所 沖縄県下水道事務所ホームページ

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年3月19日（木曜日）午前11時30分
- (2) 場所 沖縄県下水道事務所2階会議室

6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに沖縄県下水道事務所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

8 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 令和8年2月6日（金曜日）から同月20日（金曜日）まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県下水道事務所ホームページ

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県下水道事務所
- (2) 所在地 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
- ア 期限 令和8年3月17日(火曜日)午後5時
- イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県下水道事務所に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) 本業務は、沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成18年沖縄県条例第56号)に基づく長期継続契約であり、翌年度において当該契約に係る歳入歳出予算について減額または削除があった場合は、本契約は解除する。
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
- (1) The Name and Quantity of the Specified Services
Outsourcing the Sewage Sludge Treatment (Nishihara Sewage Treatment Center) 1 Set
- (2) Performance Period
From April 1, 2026 to March 31, 2027
- (3) Date of Bidding
11:30 a.m. Thursday, March 19, 2026
- (4) Point of Contact
Sewage System Office
3-12-1 Isa, Ginowan City, Okinawa, Japan 901-2221
Telephone 098-898-5988

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものについて一般競争入札(以下「入札」という。)に付するので、次のとおり公告する。

令和8年2月6日

沖縄県下水道事務所長 宮 里 政 規

1 入札に付する事項

- (1) 調達する特定役務の名称及び数量 下水道処理施設維持管理業務委託(那覇処理区) 一式
- (2) 調達する特定役務の特質等 仕様書による。
- (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日
- (4) 履行場所 沖縄県下水道事務所那覇浄化センター及び那覇処理区中継ポンプ場並びに幹線及び再生水送水管
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
- (1) 入札に参加する者に必要な資格 令和8年2月6日付け沖縄県公報定期第5385号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による下水道処理施設維持管理業務委託(那覇処理区)に係る入札参加資格を有すると認められた者
- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 沖縄県下水道事務所のホームページからダウンロードする

こと。

- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
 - (1) 時期 令和8年2月6日（金曜日）から同月20日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 沖縄県下水道事務所 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号 電話番号098-898-5988
- 4 契約条項を示す期間及び場所
 - (1) 期間 令和8年2月6日（金曜日）から同月20日（金曜日）まで
 - (2) 場所 沖縄県下水道事務所ホームページ
- 5 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 令和8年3月19日（木曜日）午後1時30分
 - (2) 場所 沖縄県下水道事務所2階会議室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに沖縄県下水道事務所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 - (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
 - (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
 - (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 令和8年2月6日（金曜日）から同月20日（金曜日）まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県下水道事務所ホームページ
- 9 落札者の決定の方法
 - (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
 - (1) 名称 沖縄県下水道事務所
 - (2) 所在地 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
 - (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
 - (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 令和8年3月17日（火曜日）午後5時
 - イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県下水道事務所に提出すること。
 - (3) 最低制限価格 設定しない。

- (4) 本業務は、沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年沖縄県条例第56号）に基づく長期継続契約であり、翌年度において当該契約に係る歳入歳出予算について減額または削除があった場合は、本契約は解除する。
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Article to be procured
The operation maintenance service of the Naha Sewerage Treatment area
- (2) Performance Period
From April 1, 2026 to March 31, 2027
- (3) Date of Bidding
1:30 p.m. Thursday, March 19, 2026
- (4) Point of Contact
Sewage System Office
3-12-1 Isa, Ginowan City, Okinawa, Japan 901-2221
Telephone 098-898-5988

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和8年2月6日

沖縄県下水道事務所長 宮 里 政 規

1 入札に付する事項

- (1) 調達する特定役務の名称及び数量 下水道処理施設維持管理業務委託（伊佐浜処理区） 一式
- (2) 調達する特定役務の特質等 仕様書による。
- (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日
- (4) 履行場所 沖縄県下水道事務所宜野湾浄化センター及び伊佐浜処理区中継ポンプ場並びに幹線

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 令和8年2月6日付け沖縄県公報定期第5385号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による下水道処理施設維持管理業務委託（伊佐浜処理区）に係る入札参加資格を有すると認められた者
- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 沖縄県下水道事務所のホームページからダウンロードすること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 令和8年2月6日（金曜日）から同月20日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県下水道事務所 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号 電話番号098-898-5988

4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 令和8年2月6日（金曜日）から同月20日（金曜日）まで
- (2) 場所 沖縄県下水道事務所ホームページ

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年3月19日（木曜日）午後2時
- (2) 場所 沖縄県下水道事務所2階会議室

6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに沖縄県下水道事務所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 令和8年2月6日（金曜日）から同月20日（金曜日）まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県下水道事務所ホームページ
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県下水道事務所
 - (2) 所在地 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 令和8年3月17日（火曜日）午後5時
イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県下水道事務所へ提出すること。
 - (3) 最低制限価格 設定しない。
 - (4) 本業務は、沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年沖縄県条例第56号）に基づく長期継続契約であり、翌年度において当該契約に係る歳入歳出予算について減額または削除があった場合は、本契約は解除する。
 - (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
- (1) Article to be procured
The operation maintenance service of the Isahama Sewerage Treatment area
 - (2) Performance Period
From April 1, 2026 to March 31, 2027
 - (3) Date of Bidding
2:00 p.m. Thursday, March 19, 2026
 - (4) Point of Contact
Sewage System Office
3-12-1 Isa, Ginowan City, Okinawa, Japan 901-2221
Telephone 098-898-5988

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和8年2月6日

沖縄県下水道事務所長 宮 里 政 規

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 那覇浄化センター消化槽清掃業務委託（R7） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県下水道事務所 宜野湾市伊佐三丁目12番1号
- 3 落札者を決定した日 令和7年12月19日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社沖縄クリーン工業 代表取締役 前田裕樹 那覇市久茂地3丁目16番8号
- 5 落札金額 38,940,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和7年11月7日

病院事業局事項

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和8年2月6日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 本 竹 秀 光

- 1 調達する特定役務の種類 沖縄県病院事業局A重油供給業務
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 営業年数が令和8年1月1日現在において5年以上であること。
 - (2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
 - (3) 従業員の数が5人以上であること。
 - (4) 沖縄県病院事業局が必要とするA重油の供給に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
 - (5) その他の条件については、入札説明書による。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 誓約書
 - ウ 法人にあっては、登記事項証明書
 - エ 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - オ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
 - カ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
 - キ A重油の供給に関し直近2事業年度の契約実績を証明する書類
 - ク その他入札説明書に定める書類
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付又は沖縄県病院事業局ホームページ（<https://byoinjigyokyoku.pref.okinawa.jp/>）から様式をダウンロードして入手すること。
 - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県病院事業局経営課 〒900-0029 那覇市

旭町116番地37（沖縄県南部合同庁舎9階） 電話番号098-866-2636

- (3) 申請書等の受付期間 この公告の日から令和8年2月27日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
- (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 直接又は郵送により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和9年3月31日（水曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
 - (4) 使用印鑑
 - (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
 - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
 - (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
 - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県病院事業局が実施する沖縄県病院事業局A重油供給業務に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する特定役務の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和8年2月6日

沖縄県病院事業管理者
病院事業局長 本 竹 秀 光

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達する特定役務の名称及び数量 沖縄県病院事業局A重油供給業務 1,240,000リットル（予定）
 - (2) 調達する特定役務の特質等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 履行期間 令和8年4月1日から同年6月30日まで
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件の全てを満たすものであること。
 - ア 令和8年2月6日付け沖縄県公報定期第5385号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による沖縄県病院事業局A重油供給業務に係る入札参加資格を有すると認められた者
 - イ 沖縄本島内に事業所を有する者
 - (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付又は沖縄県病院事業局ホームページ（<https://byoinjigyokyoku.pref.okinawa.jp/>）から様式をダウンロードして入手すること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
 - (1) 時期 この公告の日から令和8年2月27日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 沖縄県病院事業局経営課 〒900-0029 那覇市旭町116番地37
- 4 契約条項を示す期間及び場所
 - (1) 期間 この公告の日から令和8年2月27日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそ

れぞれの日の午前9時から午後5時まで

(2) 場所 3(2)の場所

5 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和8年3月24日(火曜日)午前10時

(2) 場所 沖縄県南部合同庁舎5階第4会議室 〒900-0029 那覇市旭町116番地37

6 入札保証金 見積る契約金額(単価契約にあつては、入札金額に当該入札に係る予定数量を乗じて得た額の総額に相当する金額に消費税及び地方消費税の額を加算して得た額)の100分の5以上の金額を5(1)までに3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

(1) 保険会社との間に沖縄県病院事業管理者病院事業局長を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

(2) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。)又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じにする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者がした入札

(2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札

(3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札

(4) 入札書の表記金額を訂正した入札

(5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札

(6) 入札条件に違反した入札

(7) 連合その他不正の行為があつた入札

(8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

8 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和8年2月27日(金曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

(2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所

9 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

(2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

(1) 名称 沖縄県病院事業局経営課

(2) 所在地 〒900-0029 那覇市旭町116番地37

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

(1) 言語 日本語

(2) 通貨 日本国通貨

12 その他必要な事項

(1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。

(2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法

ア 期限 令和8年3月23日(月曜日)午後5時まで

イ 方法 簡易書留郵便により3(2)の場所に提出すること。

(3) 最低制限価格 設定しない。

(4) 本件は次年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる事業であるため、沖縄県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しない。

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

(1) JOB

Okinawa Prefectural Hospital Bureau Supplying The A heavy oil For April, May and June

(2) PERIOD OF CONTRACT

April 1, 2026 to June 30, 2026

(3) DATE FOR BID

March 24, 2026 10:00 a.m.

(4) CONTACT

Hospital Operations Management Division Hospital Bureau Okinawa Prefectural Government

Phone : 098-866-2636

監 査 委 員 事 項

沖縄県監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により別冊1のとおり公表する。

令和8年2月6日

沖縄県監査委員	渡 嘉 敷 道 夫
沖縄県監査委員	川 畑 順 義
沖縄県監査委員	又 吉 清 義
沖縄県監査委員	喜 友 名 智 子

沖縄県監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、一般財団法人沖縄県私学教育振興会ほか20団体の監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により別冊2のとおり公表する。

令和8年2月6日

沖縄県監査委員	渡 嘉 敷 道 夫
沖縄県監査委員	川 畑 順 義
沖縄県監査委員	又 吉 清 義
沖縄県監査委員	喜 友 名 智 子

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 アント出版
〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

令和6年度定期監査の結果報告書

令和6年度定期監査の結果報告書

目 次

<財務・事務に関する事項>

第1 監査の概要	1
第2 監査の結果	7
第3 監査所見	11

第4 部局別の指摘事項

【各局局共通】	15
【知事公室】	16
【総務部】	16
【企画部】	17
【環境部】	17
【生活福祉部】	17
【こども未来部】	18
【生活福祉部、こども未来部】	18
【保健医療介護部】	18
【農林水産部】	18
【商工労働部】	19
【文化観光スポーツ部】	19
【土木建築部】	20
【出納事務局】	21
【企業局】	21
【病院事業局】	21
【教育庁・教育機関】	22
【警察本部・警察署】	22

<工事に関する事項>

第1 監査の概要	23
第2 監査の結果及び所見	24

令和8年2月
沖縄県監査委員

別表 1

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、また同条第2項の規定により県の事務の執行について、沖縄県監査委員監査基準（令和2年沖縄県監査委員告示第1号）に準拠して、監査を実施した。

＜財務・事務に関する事項＞

第1 監査の概要

1 監査の対象年度及び実施期間

- (1) 監査対象年度 令和6年度。ただし、必要がある場合は、その他の年度についても対象とした。
- (2) 監査実施期間

ア 実地監査 令和7年1月15日から同年8月22日まで

イ 書面監査 令和7年6月11日から同年10月10日まで

2 監査の実施機関及び実施状況

- (1) 部局別の監査対象機関数及び監査実施機関数は別表1のとおりである。
- (2) 実地監査の実施機関及び実施状況は別表2のとおりである。
- (3) 書面監査の実施機関は別表3のとおりである。

3 監査の着眼点

監査に当たっては、財務に関する事務の執行等が、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを着眼点として監査を実施した。

また、監査の重点事項を次のとおり定めて実施した。

- (1) 公有財産の管理について
- (2) 会計年度任用職員に係る給与等の支給及び社会保険料の管理について

4 監査の実施方法

監査は、次に掲げる方法により実施した。

- (1) 実地監査
 - 監査実施機関に出向き、関係書類の確認や事務事業等の実態を調査するとともに、関係職員から説明を聴取する方法により実施した。
- (2) 書面監査
 - 監査実施機関に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係職員から説明を聴取する方法により実施した。

部局別の監査対象機関数及び監査実施機関数は、次のとおりである。

部 局 名	監 査 対 象 機 関 数	監 査 実 施 機 関 数	左 の 内 訳	
			実地監査	書面監査
知 事 公 室	10	10	9	1
総 務 部	17	17	15	2
企 画 部	9	9	9	0
環 境 部	6	6	6	0
生 活 福 祉 部	11	11	9	2
こども未来部	8	8	8	0
保健医療介護部	17	17	15	2
農 林 水 産 部	43	43	43	0
商 工 労 働 部	13	13	13	0
文化観光スポーツ部	8	8	8	0
土 木 建 築 部	23	23	23	0
出 納 事 務 局	2	2	2	0
企 業 局	10	10	7	3
病 院 事 業 局	10	10	10	0
教育庁・教育機関	105	105	61	44
警察本部・警察署	48	48	41	7
事務局・委員会	8	8	8	0
合 計	348	348	287	61

別表2

実地監査の実施機関及び実施状況は、次のとおりである。

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
知事 公室	本庁各課 令和7年5月13～14日 " 8月6日 " 3月14日 令和7年5月19～21、23日 " 7月30日 " 7月14～15日 " 4月15～16日 " 6月9日 " 4月17～18日 " 6月4日 " 4月22日 " 4月9日 " 6月12日 " 4月9日 " 6月20日 " 7月15日 令和7年5月19～21、23日 " 8月8日 令和7年5月15～16日 " 7月30日 " 2月14日 " 4月18日 令和7年7月1～2日 " 8月22日 " 2月14日 " 2月18日 " 4月17日 " 2月25日 " 4月18日 " 2月13日 令和7年7月3～4日 " 8月6日 " 3月17日 " 5月27日 " 3月7日 " 5月28日 " 4月24日 " 6月12日 " 3月7日	本庁各課 北部保健所 中部保健所 南部保健所 宮古保健所 八重山保健所 衛生環境研究所 中央食肉衛生検査所 本庁各課 北部農林水産振興センター各課 宮古農林水産振興センター各課 八重山農林水産振興センター各課 農業研究センター 農業研究センター 名護支所 農業研究センター 宮古支所 農業研究センター 石垣支所 畜産研究センター 森林資源研究センター 水産海洋技術センター 水産海洋技術センター 水産海洋技術センター 海洋深層水研究所 中央卸売市場 家畜衛生試験場 中央家畜保健衛生所	令和7年5月27～30日 " 8月14日 " 2月14日 " 2月18日 " 2月25日 " 2月12日 " 4月15日 " 2月12日 " 3月6日 " 3月10日 " 5月26日 令和7年7月15～18日 " 8月14日 " 2月19～21日 " 2月26～27日 " 2月18～21日 " 3月4日 " 5月8日 " 2月19日 " 4月10日 " 2月13日 " 3月18日 " 5月20日 " 3月5日 " 5月30日 " 5月9日 " 3月4日 " 5月8日 " 3月19日 " 2月6日 " 4月22日 " 4月23日 " 6月5日 " 3月6日 " 5月19日 " 3月10日 " 5月14日
総務部	本庁各課 平和祈念資料館 本庁各課(総務事務センターを除く。) 総務事務センター 宮古事務所各課 八重山事務所各課 名護県税事務所 コザ県税事務所 那覇県税事務所 自動車税事務所	本庁各課 北部保健所 中部保健所 南部保健所 宮古保健所 八重山保健所 衛生環境研究所 中央食肉衛生検査所 本庁各課 北部農林水産振興センター各課 宮古農林水産振興センター各課 八重山農林水産振興センター各課 農業研究センター 農業研究センター 名護支所 農業研究センター 宮古支所 農業研究センター 石垣支所 畜産研究センター 森林資源研究センター 水産海洋技術センター 水産海洋技術センター 水産海洋技術センター 海洋深層水研究所 中央卸売市場 家畜衛生試験場 中央家畜保健衛生所	令和7年5月8日 " 3月18日 " 5月28日 " 3月5日 " 3月18日 " 5月26日 " 4月24日 " 6月4日 " 3月13日 " 3月6～7日 " 4月10日 " 6月2日 " 3月4日 " 5月12日 令和7年6月3～6日 " 8月8日 " 5月16日 " 3月11日 " 5月19日 " 3月3日 " 5月14日 " 3月5日 " 3月12日 令和7年5月27～30日 " 8月19日 " 3月12日 " 5月27日 令和7年7月7～11日 " 8月18日 " 3月11～12日 " 5月12日 " 3月13～14日 " 6月11日 " 4月10～11日 " 6月2日 " 4月15～16日 " 6月9日 " 4月17～18日 " 6月4日 " 4月17日 " 4月23日 " 6月27日
環境部	本庁各課 動物愛護管理センター	本庁各課 博物館・美術館	令和7年7月7～11日 " 8月18日 " 3月11～12日 " 5月12日 " 3月13～14日 " 6月11日 " 4月10～11日 " 6月2日 " 4月15～16日 " 6月9日 " 4月17～18日 " 6月4日 " 4月17日 " 4月23日 " 6月27日
生活福祉部	本庁各課 北部福祉事務所 中郷福祉事務所 南郷福祉事務所 宮古福祉事務所 八重山福祉事務所 本庁各課 若夏学院 中央児童相談所 コザ児童相談所 女性相談支援センター	本庁各課 博物館・美術館 本庁各課 北部土木事務所 中部土木事務所 南部土木事務所 宮古土木事務所 八重山土木事務所 下地島空港管理事務所 下水道事務所	令和7年6月9～11、13日 " 8月13日 " 1月15日 " 2月4日 " 1月29日 " 2月4日 " 2月7日 " 2月7日 " 5月20日 " 2月4日 " 4月17日 " 1月24日 " 1月22日 " 3月18日 " 1月22日 " 3月18日 " 2月5日 " 4月14日 " 1月16日 " 2月6日

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
知事 公室	本庁各課 令和7年5月8日 " 3月18日 " 5月28日 " 3月5日 " 3月18日 " 5月26日 " 4月24日 " 6月4日 " 3月13日 " 3月6～7日 " 4月10日 " 6月2日 " 3月4日 " 5月12日 令和7年6月3～6日 " 8月8日 " 5月16日 " 3月11日 " 5月19日 " 3月3日 " 5月14日 " 3月5日 " 3月12日 令和7年5月27～30日 " 8月19日 " 3月12日 " 5月27日 令和7年7月7～11日 " 8月18日 " 3月11～12日 " 5月12日 " 3月13～14日 " 6月11日 " 4月10～11日 " 6月2日 " 4月15～16日 " 6月9日 " 4月17～18日 " 6月4日 " 4月17日 " 4月23日 " 6月27日	家畜改良センター 病害虫防除技術センター 中部農業改良普及センター 南部農業改良普及センター 農業大専校 中部農林土木事務所 南部農林土木事務所 南部林業事務所 栽培漁業センター 本庁各課 大阪事務所 工業技術センター 工業振興センター 具志川職業能力開発校 浦添職業能力開発校 本庁各課 博物館・美術館 本庁各課 北部土木事務所 中部土木事務所 南部土木事務所 宮古土木事務所 八重山土木事務所 下地島空港管理事務所 下水道事務所	令和7年6月17日 " 7月22日 令和7年7月3～4日 " 8月1日 " 4月22日 " 6月4日 " 4月30日 " 6月11日 令和7年7月9～10日 " 8月13日 " 7月22～23日 " 6月12～13日 " 7月23日 " 6月18～20日 " 7月15日 " 6月4～6日 " 7月31日 " 6月17～18日 " 6月26～27日 " 7月31日 " 6月10～11日 令和7年6月9～11、13日 " 8月13日 " 1月15日 " 2月4日 " 1月29日 " 2月4日 " 2月7日 " 2月7日 " 5月20日 " 2月4日 " 4月17日 " 1月24日 " 1月22日 " 3月18日 " 1月22日 " 3月18日 " 2月5日 " 4月14日 " 1月16日 " 2月6日
総務部	本庁各課 平和祈念資料館 本庁各課(総務事務センターを除く。) 総務事務センター 宮古事務所各課 八重山事務所各課 名護県税事務所 コザ県税事務所 那覇県税事務所 自動車税事務所	家畜改良センター 病害虫防除技術センター 中部農業改良普及センター 南部農業改良普及センター 農業大専校 中部農林土木事務所 南部農林土木事務所 南部林業事務所 栽培漁業センター 本庁各課 大阪事務所 工業技術センター 工業振興センター 具志川職業能力開発校 浦添職業能力開発校 本庁各課 博物館・美術館 本庁各課 北部土木事務所 中部土木事務所 南部土木事務所 宮古土木事務所 八重山土木事務所 下地島空港管理事務所 下水道事務所	令和7年6月17日 " 7月22日 令和7年7月3～4日 " 8月1日 " 4月22日 " 6月4日 " 4月30日 " 6月11日 令和7年7月9～10日 " 8月13日 " 7月22～23日 " 6月12～13日 " 7月23日 " 6月18～20日 " 7月15日 " 6月4～6日 " 7月31日 " 6月17～18日 " 6月26～27日 " 7月31日 " 6月10～11日 令和7年6月9～11、13日 " 8月13日 " 1月15日 " 2月4日 " 1月29日 " 2月4日 " 2月7日 " 2月7日 " 5月20日 " 2月4日 " 4月17日 " 1月24日 " 1月22日 " 3月18日 " 1月22日 " 3月18日 " 2月5日 " 4月14日 " 1月16日 " 2月6日
環境部	本庁各課 動物愛護管理センター	本庁各課 博物館・美術館	令和7年7月7～11日 " 8月18日 " 3月11～12日 " 5月12日 " 3月13～14日 " 6月11日 " 4月10～11日 " 6月2日 " 4月15～16日 " 6月9日 " 4月17～18日 " 6月4日 " 4月17日 " 4月23日 " 6月27日
生活福祉部	本庁各課 北部福祉事務所 中郷福祉事務所 南郷福祉事務所 宮古福祉事務所 八重山福祉事務所 本庁各課 若夏学院 中央児童相談所 コザ児童相談所 女性相談支援センター	本庁各課 博物館・美術館 本庁各課 北部土木事務所 中部土木事務所 南部土木事務所 宮古土木事務所 八重山土木事務所 下地島空港管理事務所 下水道事務所	令和7年6月9～11、13日 " 8月13日 " 1月15日 " 2月4日 " 1月29日 " 2月4日 " 2月7日 " 2月7日 " 5月20日 " 2月4日 " 4月17日 " 1月24日 " 1月22日 " 3月18日 " 1月22日 " 3月18日 " 2月5日 " 4月14日 " 1月16日 " 2月6日

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
嘉手納高等学校	令和7年1月16日	宮古総合実業高等学校	令和7年2月6日
コザ高等学校	" 1月29日	沖繩ろう学校	" 1月31日
北谷高等学校	" 1月31日	名護特別支援学校	" 3月3日
北中城高等学校	" 3月3日	美咲特別支援学校	" 1月23日
宜野湾高等学校	" 1月30日	島尻特別支援学校	" 1月29日
首里高等学校	" 2月10日	西崎特別支援学校	" 1月17日
首里東高等学校	" 1月21日	宮古特別支援学校	" 2月26日
那覇国際高等学校	" 3月26日	桜野特別支援学校	" 3月13日
真和志高等学校	" 1月21日	輪が丘特別支援学校・浦添分校	" 2月12日
小祿高等学校	" 1月28日	那覇特別支援学校	" 4月15日
豊見城南高等学校	" 1月29日	那覇特別支援学校	" 1月23日
知念高等学校	" 3月21日	輪が丘特別支援学校	" 1月23日
久米島高等学校	" 1月17日	那覇特別支援学校	" 1月28日
八重山高等学校	" 3月6日	那覇みらい支援学校	" 1月21日
北部農林高等学校	" 1月16日	森川特別支援学校	" 3月26日
中部農林高等学校	" 2月26日	中部農林高等支援学校	" 1月23日
八重山農林高等学校	" 1月21日	やえせ高等支援学校	" 2月5日
美里工業高等学校	" 2月19日	本部各課	" 1月17日
沖縄工業高等学校	" 2月7日	警察本部	" 3月13日
八重山商工高等学校	" 4月22日	警察本部	令和7年7月22～25日
那覇商業高等学校	" 1月15日	警察本部	" 8月22日
那覇商業高等学校	" 2月13日	警察本部	" 2月5日
那覇商業高等学校	" 2月5日	警察本部	" 4月14日
那覇商業高等学校	" 1月31日	警察本部	" 2月3日
美里工業高等学校	" 1月30日	警察本部	" 4月30日
沖縄工業高等学校	" 1月28日	警察本部	" 2月10日
八重山商工高等学校	" 3月18日	警察本部	" 2月10日
那覇商業高等学校	" 4月14日	警察本部	" 4月30日
那覇商業高等学校	" 1月22日	警察本部	" 1月31日
那覇商業高等学校	" 2月19日	警察本部	" 4月25日
那覇商業高等学校	" 1月17日	警察本部	" 6月27日
那覇商業高等学校	" 3月13日	警察本部	" 1月30日
沖縄水産高等学校	" 1月15日	警察本部	" 2月3日
泊高等学校	" 2月5日	警察本部	" 4月14日
	" 1月22日	警察本部	" 1月22日
	" 3月21日	警察本部	" 3月21日

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
議会事務局	令和7年6月2日	選挙管理委員会	令和7年5月21日
監査委員事務局	令和7年5月8日	海区漁業調整委員会事務局	令和7年7月15日
人事委員会事務局	令和7年6月2日	内水面漁場管理委員会事務局	令和7年7月15日
労働委員会事務局	令和7年4月25日	収用委員会事務局	令和7年7月8日

注：1 監査対象機関は、令和7年4月1日現在で表記している。
2 監査実施期日欄の日付が二段書きのものは、下段が監査委員が監査対象機関に向きま地監査を行った日である。

別表3

書面監査の実施機関は、次のとおりである。

部局名	監査実施機関
知事公室	消防学校
総務部	東京事務所
子ども未来部	身体障害者更生相談所 計量検定所
保健医療介護部	総合精神保健福祉センター 北部食肉衛生検査所
企業局	石川浄水管理事務所 西原浄水管理事務所 水質管理事務所
教育庁・教育機関	県立図書館 理蔵文化財センター 辺土名高等学校 北山高等学校 本部高等学校 名護高等学校 与勝高等学校 美里高等学校 琉陽高等学校 普天間高等学校 西原高等学校 陽明高等学校 浦添高等学校 那覇高等学校 那覇西高等学校 豊見城高等学校 開那高等学校 向陽高等学校 浦添工業高等学校 古高高等学校 南部農林高等学校 美里工業高等学校 那覇工業高等学校 南部工業高等学校 宮古工業高等学校 名護工業高等学校 那覇工業高等学校 中部商業高等学校 浦添商業高等学校 沖縄商工高等学校 大平特別支援学校 八重山特別支援学校 泡瀬特別支援学校 沖縄高等学校 陽明高等学校 南風原高等学校 名護高等学校 附属桜中学校 与勝緑が丘中学校 開那中学校
警察本部・警察署	与那原警察署 沖繩警察署 うるま警察署 石川警察署 名護警察署 本部警察署 宮古島警察署
事務局・委員会	議会事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局

第2 監査の結果

監査の結果、各機関における財務に関する事務の執行等については、おおむね適正に行われているが、その一部については是正又は改善を要するものが認められたことから、指摘事項として掲記する。

指摘事項の概要は、次のとおりである。
 指摘事項の詳細については、「第4 部局別の指摘事項」に記述している。

1 財務に関する事項

(1) 予算に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
予算執行向に係る事務が適正でなかったもの（各部局共通）	5	自然保護課 女性力・ダイバーシティ推進課 南部保健所 (4機関)

(2) 収入に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの	18	税務課 宮古事務所 八重山事務所 県税課 名護県税事務所 那覇県税事務所 自動車税事務所 税務整備課 保護・援護課 児童福祉課 子ども家庭課 女性力・ダイバーシティ推進課 北部福祉事務所 中部福祉事務所 南部福祉事務所 宮古福祉事務所 八重山福祉事務所 中央児童相談所 コザ児童相談所 農政経済課 水産課 森林管理課 企業立地推進課 住宅課 港湾課 交通指導課 (27機関)
国への事務手続が遅れたことに伴い国庫補助金等が受け入れできなかったもの	1	生活安全安心課
国庫補助事業の申請に係る事務が適正でなかったもの	2	障害福祉課 地域保健課 (2機関)
使用料の算定事務が適正でなかったもの	2	港湾課 住宅課 (2機関)
調定又は納入通知書の発行が遅延していたもの	2	都市公園課 南部土木事務所 (2機関)
督促状を発行していなかったもの	2	中部病院 八重山病院 (2機関)
医薬未収金等の徴収に努力を要するもの	2	経営課 北部病院 中部病院 南部医療センター・こども医療センター 宮古病院 八重山病院 精和病院 (7機関)
計	29	

(3) 支出に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
支出自担行為に係る事務が適正でなかったもの（各部局共通）	8	交通政策課 科学技術振興課 保護・援護課 流通・加工 推進課 園芸振興課 雇用政策課 観光振興課 空港課 (8機関)

指摘の内容	件数	機関名
支出事務が適正でなかったもの（各部局共通）	2	地域包括ケア推進課 都市計画・モノレール課 (2機関)
給与が過払いとなっていたもの	4	秘書課 豊見城南高等学校 南部工業高等学校 南部農林高等学校 (4機関)
その他支出事務が適正でなかったもの	2	基地対策課 宮古病院 (2機関)
支出自担行為の時期が適正でなかったもの	1	住宅課
不経済な支出を行っていたもの	1	都市公園課
資金前渡による支出事務が適正でなかったもの	1	宮古土木事務所
契約書で定める単価と異なる支払を行っていたもの	1	西崎特別支援学校
計	20	

(4) 契約に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
予定価格に係る事務が適正でなかったもの（各部局共通）	4	管財課 農地農村整備課 工業振興センター 那覇みらい支援学校 (4機関)
契約保証金に係る事務が適正でなかったもの	1	情報基盤整備課
その他契約事務が適正でなかったもの	2	南部保健所 物品管理課 (2機関)
切手等の購入に係る検査が適正でなかったもの	1	交流推進課
契約書を作成していなかったもの	1	観光振興課
入札手続が適正でなかったもの	2	宮古土木事務所 企業局総務課 (2機関)
計	11	

(5) 財産に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
公有財産台帳の管理が適正でなかったもの（各部局共通）	2	消防学校 都市公園課 (2機関)
備品の管理が適正でなかったもの（各部局共通）	9	平和・地域外交推進課 保健医療総務課 農業研究センター 畜産研究センター 富産研究センター 家畜衛生試験場 ものづくり振興課 観光振興課 空港課 (9機関)
切手等の管理が適正でなかったもの（各部局共通）	2	交流推進課 国頭教育事務所 (2機関)
備品台帳の管理が適正でなかったもの	1	中央家畜保健衛生所
備品の処分手続が適正でなかったもの	1	八重山病院
公有財産の管理が適正でなかったもの	1	宜野湾警察署
計	16	

2 事務に関する事項

指摘の内容	件数	機関名
勤務管理等が適正でなかったもの	1	水産海洋技術センター
防火管理体制が適正でなかったもの	1	久米島高等学校
計	2	

3 部局別指摘件数

部局別の指摘件数は、次のとおりである。

部局名	財務に関する事項						事務に関する事項	合計		
	予算	収入	支出	契約	工事	財産		その他	計	増減
知事公室			2			2		4	3	1
総務部		2		1				3	7	△4
企画部			2	1				3	2	1
環境部	1	1						2	2	0
生活福祉部		3	1					4	3	1
こども未来部	1	1						2	2	0
生活福祉部 こども未来部		2						2	0	2
保健医療介護部	1	1	1	1	1	1		5	8	△3
農林水産部		3	2	1	1	5		11	12	7
商工労働部		4	1	1	1	1		7	15	△8
文化観光スポーツ部			1	2		2		5	5	0
土木建築部		7	5	1	1	2		15	24	△9
出納事務局				1				1	1	0
企業局				1				1	1	0
病院事業局	2	4	1		1	1		8	18	△10
教育庁・教育機関			4	1	1	1		6	7	5
警察本部・警察署		1			1			2	2	0
事務局・委員会								0	0	△1
R6	5	29	20	11	0	16	0	81	2	83
R5	1	25	23	23	4	21	2	99	6	105
増減	4	4	△3	△12	△4	△5	△2	△18	△4	△22

第3 監査所見

財務に関する事務の執行等については、一部に次のような是正又は改善を要する事項が認められた。

指摘事項の中には、予算執行向を行っていないかかったもの、支出負担行為が適時になされていないもの、給与の過払いがあるもの、公有財産台帳に登録していないものなど、基本的な事務処理の誤りについて繰り返し指摘されている事項が多く含まれていた。

事務の執行に当たっては、各職員が財務関係法規等を熟知、遵守し、それぞれの職責を適切に果たす必要がある。また、職員の個人的な経験や能力にかかわらず、事務を適正、効率的かつ効果的に継続して遂行できるようにするためには、マニュアルやチェック体制の整備、階層別研修の充実など組織的な対応が必要である。

加えて、内部統制の観点から、財務事務の現状を点検、評価するとともに、職員一人一人が自ら携わる業務に内在するリスクを常に意識し、不断に必要な改善を行うことにより、リスクの発現を未然に防止できる体制を構築していただきたい。

1 予算事務の適正化について

予算執行向が行われていないもの、予算執行向の執行予定額を上回る支出をしているものがあった。

予算執行向は、適正に予算を執行する上で、予算の目的に沿ったものか、配当された予算の範囲内か等について確認し、支出負担行為の額の上限を定める手続であり、必要事項を漏らすことなく記載し、適時に決裁を受けるとともに、執行予定額を超過することがないよう執行状況の管理を徹底していただきたい。

2 収入事務の適正化について

(1) 収入未済額の縮減等について

一般会計の収入未済額は31億9,288万円で、前年度より712万円(0.2%)増加している。特別会計の収入未済額は31億7,256万円で、前年度より4億3,813万円(16.0%)増加している。

病院事業会計の医業未収金(個人負担分)は14億3,698万円で、前年度より1億253万円(6.7%)減少しているものの多額となっている。

収入未済額については、様々な縮減に向けた対策が進められているが、依然とし

て多額であるため、住民負担の公平性と歳入確保の観点から、その縮減を図ることは重要な課題である。

今後とも、債権発生時の滞納防止対策や債権の特性、滞納者の実情を考慮した納付相談、償還指導等に努め、債権管理マニュアルに沿った適切な債権管理を行うことにより、その縮減と発生防止に引き続き努めていただきたい。

(2) 国庫補助金等の適切に受入れについて

申請手続の遅れ等の事務処理が適正でないものがあった。

国庫補助金については、所要額を適時、確実に受け入れることができよう、交付要綱、補助制度の熟知、進捗管理の徹底、関係部署及び担当職員間の連携体制や事務処理のチェック体制の強化など、再発防止策を講じていただきたい。

(3) 使用料の算定の誤りについて

一部の使用料において、条例に定めがない取扱いや算出の誤りにより過大に徴収しているものがあった。

使用料の徴収について、条例等に基づき適正な事務処理に努めるとともにチェック体制の強化など再発防止策を講じていただきたい。

(4) 調定及び収納について

納入期限の定めがある使用料等について、調定や納入通知書の発行が遅れたため、収納が遅れているものが多数あった。

調定及び収納は、歳入の確保を図る上で重要な手続であることから、沖縄県財務規則(昭和47年沖縄県規則第12号。以下「財務規則」という。)等に基づき適正な事務処理を行うとともに、チェック体制の強化など、再発防止策を講じていただきたい。

3 支出事務の適正化について

(1) 支出負担行為について

支出負担行為が適時になされていないもの、出納機関への合議を行っていないものが依然として多く見られた。

支出負担行為は、法令又は予算に基づいてなされる支出の原因となるべき契約その他の行為であり適時になされる必要がある。財務規則等に基づき適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の強化など、再発防止策を講じていただきたい。

たい。

(2) 給与支出事務について

期末手当及び勤勉手当について、3件合計147,104円の過払いがあった。これら手当の支給に当たっては、誤りが起こりやすいケースなど指摘内容の分析、チェックリストの作成、研修機会の確保等、効果的な対策を講じていただきたい。

(3) その他支出事務について

支払不足分を職員が私費で支払っているもの、契約単価と異なる請求に対し支払を行っているものがあった。

財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の強化など、再発防止策を講じていただきたい。

4 契約事務の適正化について

予定価格調書の積算に誤りがあったため、本来落札者となるべき事業者とは異なる事業者と契約を締結しているものがあった。また、予定価格調書を作成していないもの、契約書を作成していないもの、契約保証金が不足しているもの等があった。

財務規則等に基づき適正な事務処理を行うとともに、チェック体制の強化など、再発防止策を講じていただきたい。

5 財産管理の適正化について

公有財産台帳に登載していないもの、備品の所在が不明となっているもの等があった。

地方公共団体の財産は常に良好の状態においてこれを管理し、その所有する目的に応じて最も効果的に、これを運用しなければならず、沖縄県公有財産規則（平成元年沖縄県規則第40号）、財務規則等に基づき、適正な管理を行っていただきたい。

6 事務の適正化について

(1) 勤務管理等について

会計年度任用職員について、勤務実態が労働条件通知書と異なっているものがあった。

労働基準法（昭和22年法律第49号）及び会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程（平成8年沖縄県訓令第8号）に基づき、適正な勤務管理等を行っていただき

たい。

(2) 防火管理体制について

消防用設備等点検結果報告書に記載された不良箇所について、改修が行われていないものがあった。

消防用設備等については、常時その機能を発揮できるように維持管理を行う必要があることから、不備事項があった場合は速やかに予算措置を講じて修繕を行うなど、適切に対応していただきたい。

第4 部局別の指摘事項

【各部局共通】指摘事項のうち各部局の共通事項をまとめたもの
1 財務に関する事項

〔予算〕

(1) 予算執行向に係る事務が適正でなかったもの

- ア 予算執行向が行われていないものがあった。
- ・環境部（自然保護課）
 - ・子ども未来部（女性力・ダイバーシティ推進課）
 - ・保健医療介護部（南部保健所）
 - ・病院事業局（南部医療センター・こども医療センター）
- イ 予算執行向の執行予定額を上回る支出をしているものがあった。
- ・病院事業局（南部医療センター・こども医療センター）

〔支出〕

(1) 支出負担行為に係る事務が適正でなかったもの

- 財務規則において出納機関への合議が必要とされる支出負担行為について、合議がなされていないものや大幅に遅れているものがあった。
- ・企画部（交通政策課、科学技術振興課）
 - ・生活福祉部（保護・援護課）
 - ・農林水産部（流通・加工推進課、園芸振興課）
 - ・商工労働部（雇政策課）
 - ・文化観光スポーツ部（観光振興課）
 - ・土木建築部（空港課）
- (2) 支出事務が適正でなかったもの
- 所得税の源泉徴収が行われていないものがあった。
- ・保健医療介護部（地域包括ケア推進課）
 - ・土木建築部（都市計画・モノレール課）

〔契約〕

(1) 予定価格に係る事務が適正でなかったもの

- ア 予定価格の積算誤りにより、本来落札者となるべき事業者とは異なる事業者と契約を締結しているものがあった。
- ・総務部（管財課）
 - ・農林水産部（農地農村整備課）
- イ 執行予定額が1件100万円以上のものについて、予定価格調書が作成されていないものがあった。
- ・商工労働部（工業振興センター）
 - ・教育機関（那覇みらい支援学校）

〔財産〕

(1) 公有財産台帳の管理が適正でなかったもの

- 工事により取得した財産について、公有財産台帳への登録が行われていないもの

があった。

- ・知事公室（消防学校）
- ・土木建築部（都市公園課）

(2) 備品の管理が適正でなかったもの

- ア 重要備品が所在不明のものがあった。
- ・知事公室（平和・地域外交推進課）
 - ・保健医療介護部（保健医療総務課）
 - ・農林水産部（農業研究センター、農業研究センター宮古高島支所、畜産研究センター、家畜衛生試験場）
 - ・商工労働部（ものづくり振興課）
- イ 備品の貸付けについて、貸付けの行われていないものがあった。
- ・文化観光スポーツ部（観光振興課）
 - ・土木建築部（空港課）

(3) 切手等の管理が適正でなかったもの

- レタパックの残数が、郵便切手受払簿と現物で一致しないものがあった。
- ・文化観光スポーツ部（交流通推進課）
 - ・教育庁（国頭教育事務所）

【知事公室】

1 財務に関する事項

〔支出〕

(1) 給与が過払いとなっていたもの

通勤手当の支給について、支給開始月を誤ったため過払いとなっているものがあった。（秘書課）

(2) その他支出事務が適正でなかったもの

印刷業務について、履行が完了していないにもかかわらず、支払を行っているものがあった。（基地対策課）

【総務部】

1 財務に関する事項

〔収入〕

(1) 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

次のとおり収入未済額が前年度より増加、又は多額となっているものがあった。

ア 県税

	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率
令和6年度	166,057,562,708	163,869,271,279	110,297,507	2,086,161,651	98.7
令和5年度	155,109,863,048	153,060,197,696	145,827,994	2,093,804,383	98.7
対前年度比	107.1	107.1	75.6	99.6	-

（税務課、各県税事務所、自動車税事務所並びに宮古及び八重山事務所県税課）

イ 土地貸付料（一般会計）

収入未済額	対前年度増減率
46,994,831円	5.0%（管財課）

【こども未来部】

1 財務に関する事項

[収入]

(1) 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

令和6年度末における児童扶養手当返還金について、前年度末より2,199,670円（15.9%）増加し16,019,060円となっていた。（女性力・ダイバーシティ推進課）

【企画部】

1 財務に関する事項

[契約]

(1) 契約保証金に係る事務が適正でなかったもの

情報通信基盤整備工事契約について、契約保証金に代わる担保として、履行保証保険契約が締結されていたが、当該保険金額は契約保証金額に満たない額であった。（情報基盤整備課）

【環境部】

1 財務に関する事項

[収入]

(1) 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

次のとおり収入未済額が多額となっているものがあつた。

収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増減率
82,726,441円	99.0%	△1.0% （環境整備課）

行政代執行に係る求償費用

【生活福祉部】

1 財務に関する事項

[収入]

(1) 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

次のとおり収入未済額が前年度より増加しているものがあつた。

収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増減率
216,735,580円	63.2%	17.7%

生活保護費返還金（保護・援護課並びに北部、中部、南部及び八重山福祉事務所）

(2) 国への事務手続が遅れたことに伴い国庫補助金等が受け入れできなかったもの
本島北部豪雨について、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用の機会を失い国庫補助金及び特別交付税の受け入れができなかった。（生活安全安心課）

(3) 国庫補助事業の申請に係る事務が適正でなかったもの

国庫補助事業の申請に係る手続において、国からの通知の確認を怠り申請期限を超過したことから国庫補助金を受け入れられず一般財源から支出していた。（障害福祉課）

【生活福祉部・こども未来部】

1 財務に関する事項

[収入]

(1) 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

次のとおり収入未済額が多額となっているものがあつた。

収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増減率
36,149,854円	52.6%	△21.6%

ア 児童福祉施設負担金（障害福祉課、こども家庭課、各福祉事務所及び各児童相談所）

イ 母子父子寡婦福祉資金

貸付金元利収入 72,972,164円 38.7% △6.1%

（女性力・ダイバーシティ推進課及び各福祉事務所）

【保健医療介護部】

1 財務に関する事項

[収入]

(1) 国庫補助事業の申請に係る事務が適正でなかったもの

国庫補助事業の実施計画書の提出手続が遅れたため、国庫補助金を受け入れられず一般財源から支出していた。（地域保健課）

[契約]

(1) その他契約事務が適正でなかったもの

契約締結について、当該契約とは別の決裁済み予算執行向を添付し、公印使用の承認を受けているものがあつた。（南部保健所）

【農林水産部】

1 財務に関する事項

[収入]

(1) 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

次のとおり収入未済額が前年度より増加、又は多額となっているものがあつた。

収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増減率
191,954,579円	88.4%	△11.6%

ア 農業改良資金

貸付金元利収入 566,387,199円 95.3% 623.1%

違約金及び延納利息（農政経済課）

イ	沿岸漁業改善資金 違約金及び延納利息	51,301,396円	95.1%	57,900.4%	(水産課)
ウ	林業・木材産業改善資金 違約金及び延納利息	32,756,763円	95.8%	99.0%	(森林管理課)

【財産】

(1) 備品台帳の管理が適正でなかったもの
新庁舎工事で取得した備品について、備品台帳への登録が行われていないものがあった。
(中央家畜保健衛生所)

2 事務に関する事項

(1) 勤務管理等が適正でなかったもの
会計年度任用職員の勤務実態が、労働条件通知書と異なっているものがあった。
(水産海洋技術センター)

切手等の購入について、予算執行何の執行予定額を超えて受け入れし、検査の後
に返納しているものがあった。
(交流推進課)

(2) 契約書を作成していなかったもの

沖繩ワーケーション促進事業委託について、契約書を作成せず事業を執行してい
た。
(観光振興課)

【土木建設部】

1 財務に関する事項

【収入】

(1) 使用料の算定事務が適正でなかったもの

ア 港湾施設における海岸係留使用料135件について、条例の適用を誤り
(港湾課)
19,738,598円多く徴収していた。

イ 県営住宅使用料368件について、家賃の算出誤りがあったため、37,634,115円
多く徴収していた。(住宅課)

【商工労働部】

1 財務に関する事項

【収入】

(1) 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

次のとおり収入未済額が前年度より増加、又は多額となっているものがあった。
収入未済額 調定額に対する割合 対前年度増減率

ア 建物明渡訴訟に係る損害金 74,804,994円 100.0% 0.0%
(企業立地推進課)

イ 土地売払代（中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計）
39,622,800円 100.0% 0.0%
(企業立地推進課)

ウ 実費徴収費（国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計）
13,269,375円 27.1% 1.3%
(企業立地推進課)

エ 雑入（不法占拠に係る建物使用料相当損害金）
27,785,022円 100.0% 5.7%
(企業立地推進課)

【文化観光スポーツ部】

1 財務に関する事項

【契約】

(1) 切手等の購入に係る検査が適正でなかったもの

(2) 調定又は納入通知書の発行が遅延していたもの

調定又は納入通知書の発行が遅れたことにより収納が遅延しているものがあった。
(都市公園課、南部土木事務所)

(3) 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

次のとおり収入未済額が前年度より増加、又は多額となっているものがあった。
収入未済額 調定額に対する割合 対前年度増減率

ア 県営住宅使用料 374,987,834円 7.0% Δ2.8%
(住宅課)

イ 県営住宅駐車場使用料 35,646,501円 10.8% 9.1%
(住宅課)

ウ 宜野湾港施設使用料 1,387,286円 0.7% 248.3%
(港湾課)

【支出】

(1) 支出負担行為の時期が適正でなかったもの

明許繰越となった事業について、4月1日に支出負担行為を整理すべきであるが
3か月遅れてなされているものがあった。

(2) 不経済な支出を行っていたもの

リース車両の損傷について、適時に報告をしていなかったため、保険の適用が受
けられず修繕料を支払っているものがあった。
(都市公園課)

(3) 資金前渡による支出事務が適正でなかったもの

粗大ごみの搬出費用について、資金前渡で受領した金額を超えていたため、職員

が超過分を私費により支払っているものがあった。(宮古土木事務所)

【契約】

- (1) 入札手続が適正でなかったもの
道路修築業務委託について、入札保証金の確認を行わなかったため、落札者の決定を取り消したものがあった。(宮古土木事務所)

【出納事務局】

1 財務に関する事項

【契約】

- (1) その他契約事務が適正でなかったもの
公募型見積合わせについて、公開した仕様書に誤りがあったが、手続を中止することなく仕様書を修正し再公開する対応としたため、修正前の仕様書をもとに見積書を提出した者が無効となっていた。(物品管理課)

【企業局】

1 財務に関する事項

【契約】

- (1) 入札手続が適正でなかったもの
磁気探査業務委託について、最低制限価格の設定に誤りがあり、落札者の決定を取り消したものがあった。(総務課)

【病院事業局】

1 財務に関する事項

【収入】

- (1) 督促状を発行していなかったもの
ア 医業未収金(個人負担分)について、督促状が発行されていないものがあった。(中部病院)
イ 住民税の不足分及び給与の過払いについて、督促状が発行されていないものがあった。(八重山病院)

(2) 医業未収金等の徴収に努力を要するもの

令和6年度末における医業未収金(個人負担分)は、前年度より102,533,936円(6.7%)減少し1,436,984,077円となり、また、その他未収金についても、前年度より9,041,162円(21.9%)減少し32,174,002円となっているが、依然として多額となっている。(経営課、各県立病院)

【支出】

- (1) その他支出事務が適正でなかったもの
医業未収金回収業務委託において、契約に含まれていない旅費等を支出しているものがあった。(宮古病院)

【財産】

- (1) 備品の処分手続が適正でなかったもの
生体情報モニタ(送信機)4台について、産業廃棄物であるにもかかわらず一般廃棄物として処分していた。(八重山病院)

【教育庁・教育機関】

1 財務に関する事項

【支出】

- (1) 給与が過払いとなっていたもの
ア 会計年度任用職員の期末手当及び勤労手当の支給に当たって、週当たりの勤務時間の取扱いを誤ったため、過払いとなっていたものがあつた。(豊見城南高等学校)
イ 会計年度任用職員の勤労手当の支給に当たって、勤務期間及び期間率を誤ったため、過払いとなつたものがあつた。(南部工業高等学校)
ウ 会計年度任用職員の勤労手当の支給に当たって、期間率を誤ったため、過払いとなつたものがあつた。(南部農林高等学校)
(2) 契約書で定める単価と異なる支払を行っていたもの
職員・生徒健康診断委託契約(単価契約)について、契約単価と異なる請求書を受領し支出しているものがあつた。(西崎特別支援学校)

2 事務に関する事項

(1) 防火管理体制が適正でなかったもの

消防用設備等点検結果報告書に記載された不良箇所について、改修が行われていなかった。(久米島高等学校)

【警察本部・警察署】

1 財務に関する事項

【収入】

(1) 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

次のとおり収入未済額が前年度より増加しているものがあつた。

収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増減率
放置駐車車両違反金	9,975,000円	7.6%
		5.1%

(交通指導課)

【財産】

(1) 公有財産の管理が適正でなかったもの

市有地に建築された交番について、不動産登記が行われていなかった。(宜野野警察署)

<工事に関する事項>

第1 監査の概要

1 監査の対象年度及び実施期間

- (1) 監査対象年度 令和6年度。ただし、必要がある場合は、その他の年度について
も監査の対象とした。
- (2) 監査実施期間 令和7年7月1日から同年9月3日まで

2 監査の実施機関及び実施状況

- (1) 監査実施機関 農林水産部5機関、土木建築部7機関、企業局1機関の計13機関
の17工事を対象として監査を実施した。
- (2) 監査実施状況

監査実施機関	監査実施期日	工事名
北部農林水産 振興センター	令和7年7月9日 ～7月10日	伊是名村第2地区土砂流出防止対策工事 (R5)
中部農林土木 事務所	令和7年7月29日 ～7月30日	旧幕下第5地区農地保全整備工事 (R5)
南部農林土木 事務所	令和7年7月31日	都屋漁港道路改良等工事 (R5)
宮古農林水産 振興センター	令和7年8月7日	下南地区ほ場整備工事 (R5-1)
八重山農林水 産振興センタ ー	令和7年7月3日	伊野田北地区ほ場整備工事 (R5)
施設建築課	令和7年7月17日 令和7年8月19日 ～8月20日 令和7年9月3日	首里城公園首里杜館消防設備等改修工事 北部合同庁舎外壁等改修工事 宜野湾警察署新庁舎改築工事 (建築2工区) 糸満青少年の家大規模改修工事 (電気)
北部土木事務 所	令和7年7月8日 ～7月9日	前泊港防波堤整備工事 (R5-1)
中部土木事務 所	令和7年8月26日	那覇北中城線 (幸地～翁長) 道路改良工事 (R4- 2)
南部土木事務 所	令和7年8月27日	国場川河川改修工事 (R4-1)
宮古土木事務 所	令和7年8月5日 ～8月6日	多良間空港滑走路端安全区域整備工事 (R5-3)
八重山土木事 務所	令和7年7月1日 ～7月2日	浦内橋橋梁整備工事 (R6-1)
下水道事務所	令和7年8月28日	1系施設躯体補修工事 (那覇) (R5-2)
企業局建設課	令和7年7月15日 ～7月16日 令和7年9月2日	渡嘉敷水道施設機械設備工事 (その1) 許田南増庄ポンプ場電気設備工事

3 監査の着眼点

監査に当たっては、監査対象工事の執行が、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるように行われているか、特に、計画、設計、契約、施工、検査等の各段階において、適正かつ安全に行われているかを着眼点として監査を実施した。

4 監査の実施方法

監査は、関係書類や現場の確認、担当職員等から説明を聴取するなどの方法により実施した。
技術面からの監査については、工事技術調査業務を委託し、委託先の技術士の調査結果を参考とした。

第2 監査の結果及び所見

各機関の工事については、おおむね適正に行われていると認められた。今後とも、法令遵守等を徹底し適正な工事の執行に努めていただきたい。

発行所
沖縄県総務部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印刷所 株式会社 アント出版
〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

令和6年度財政的援助団体等監査の結果報告書

目 次

第1 監査の概要	
1 監査の対象年度及び実施期間	1
2 監査の実施団体及び実施状況	1
3 監査の着眼点	1
4 監査の実施方法	1
第2 監査の結果及び所見	
1 監査の結果	4
2 監査所見	4
第3 監査実施団体の財政的援助等の概要	
1 一般財団法人沖縄県私学教育振興会	6
2 沖縄文化スポーツイノベーションセンター株式会社	6
3 一般財団法人沖縄県セラルプセンター	7
4 沖縄県男女共同参画センター管理運営団体	7
5 社会医療法人仁愛会	8
6 公益財団法人沖縄県産業振興公社	8
7 一般財団法人沖縄 I T イノベーション戦略センター	9
8 那覇商工会議所	10
9 沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアム	10
10 株式会社沖縄ダイケン	11
11 公益財団法人沖縄県立芸術大学芸術振興財団	12
12 公立大学法人沖縄県立芸術大学	12
13 沖縄コンベンションセンター共同事業体	13
14 ザ・テラスホテルズ株式会社	13
15 奥武山パークマナジメント	13
16 沖縄県土地開発公社	14
17 沖縄都市モノレール株式会社	14
18 株式会社シーエージェンシング沖縄	15
19 株式会社トラステック	16
20 名護中央公園管理共同企業体	16
21 特定非営利活動法人ぼんず	17

令和6年度財政的援助団体等監査の結果報告書

令和8年2月
沖縄県監査委員

第1 監査の概要

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により県の財政的援助団体等の出納その他の事務の執行について、沖縄県監査委員監査基準（令和2年沖縄県監査委員告示第1号）に準拠して、監査を実施した。

監査の概要は、次のとおりである。

1 監査の対象年度及び実施期間

- (1) 監査対象年度 令和6年度
- (2) 監査実施期間 令和7年9月2日から同年11月6日まで

2 監査の実施団体及び実施状況

監査を実施した団体は、別表のとおりである。

監査の実施団体は、財政的援助団体等監査実施要領に基づき、これまでの監査実施状況等も踏まえ選定した。

3 監査の着眼点

監査に当たっては、財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、その目的に沿って行われているかを着眼点として監査を実施した。

4 監査の実施方法

監査の実施団体から提出された監査調査をもとに、関係書類の確認や当該団体及び県の所管課から説明を聴取るなどの方法により実施した。

(別表)

監査の実施団体及び実施状況は、次のとおりである。

総務部所管	監査実施団体	監査実施期日	財政的援助等の内容
1	一般財団法人沖縄県私学教育振興会	令和7年9月10日	出資・補助金
環境部・農林水産部・土木建築部・教育庁所管			
2	沖縄文化スポーツイノベーション株式会社 (沖縄県平和創造の森公園) (沖縄県民の森) (浦添大公園) (中城公園) (沖縄県立看護青少年の家)	令和7年9月10日 から9月12日まで 令和7年11月6日	指定管理
生活福祉部所管			
3	一般財団法人沖縄県セラルプセンター	令和7年9月9日 令和7年11月4日	出資
こども未来部所管			
4	沖縄県男女共同参画センター管理運営団体 (沖縄県男女共同参画センター)	令和7年9月24日	指定管理
保健医療介護部所管			
5	社会医療法人仁愛会	令和7年9月22日	補助金
商工労働部所管			
6	公益財団法人沖縄県産業振興公社	令和7年9月22日 令和7年11月4日	出資・補助金・ 損失補償・貸付金
7	一般財団法人沖縄 I T イノベーション戦略センター	令和7年9月16日	出資・補助金
8	那覇商工会議所	令和7年10月16日	補助金
9	沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアム (沖縄情報通信センター)	令和7年9月26日	指定管理
商工労働部・土木建築部所管			
10	株式会社沖縄ダイケン (沖縄国際物流拠点産業集積地城那覇地区) (沖縄国際物流拠点産業集積地域うるま地区区内賃貸工場 及びうるま地区内企業立地サポーターセンター) (沖縄 I T 津梁パーク施設) (沖縄県種川立体駐車場)	令和7年9月19日 及び10月16日	指定管理

監査実施団体	監査実施日	財政的援助等の内容
文化観光スポーツ部所管		
公益財団法人沖縄県立芸術振興財団	令和7年9月17日	出資
公立大学法人沖縄県立芸術大学	令和7年9月18日 及び9月19日	出資・補助金
沖縄コンベンションセンター共同事業体 (沖縄コンベンションセンター)	令和7年9月17日	指定管理
ザ・テラスホテルズ株式会社 (万国津梁館)	令和7年11月6日	指定管理
文化観光スポーツ部・土木建設部所管		
奥武山パークマネジメント (沖縄県立奥武山総合運動場) (奥武山公園)	令和7年9月29日 令和7年10月30日	指定管理
土木建設部所管		
沖縄県土地開発公社	令和7年10月14日	出資
沖縄都市モノレール株式会社	令和7年9月25日	出資・補助金・ 貸付金
株式会社シーエーエーエー (互野湾港マリーナ) (与那原マリーナ)	令和7年9月3日 令和7年11月5日	指定管理
株式会社トラステック (沖縄県総合運動公園)	令和7年9月3日 令和7年11月5日	指定管理
名護中央公園管理共同企業体 (名護中央公園)	令和7年9月10日	指定管理
教育庁所管		
特定非営利活動法人ばんず (沖縄県立宮古青少年の家)	令和7年9月11日	指定管理
合計	21団体	

注：監査実施団体欄の()書きは、指定管理者へ管理を行わせている公の施設名である。
注：監査実施日欄の日付が二重書きのものは、下段が監査委員が監査実施団体へ出向き実地監査を行った日である。

第2 監査の結果及び所見

1 監査の結果

前記の記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査を実施した財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行については、その目的に沿って行われていると認められた。しかしながら、一部については、是正又は改善を要するものが認められたので、次のとおり指摘事項として掲記する。

(1) 会計事務等に関するもの

一般財団法人沖縄県セルフセクターでは、嘱託職員及び非常勤職員について給与が不足払いとなっているものがあった。
(生活福祉部所管)

(2) 公の施設の管理に関するもの

株式会社トラステック（沖縄県総合運動公園）では、基本協定書第24条第1項に基づき県から無償貸与されている重要備品について、所在が確認できなかった。
(土木建設部所管)

2 監査所見

令和6年度の財政的援助団体等の監査において、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正に執行されていると認められた。しかし、一部の団体においては、会計事務や公の施設の管理に是正又は改善を要するものが認められた。

県においては、それぞれの財政的援助等の目的に沿って事業が適正かつ効率的に行えるよう、次の点に留意し所管する団体への指導監督に努めていただきたい。

(1) 会計事務の適正化について

財政的援助団体等の会計事務において、給料月額の確認不足により、給与の支給に誤りがあるものがあった。

関係規程等に基づいた事務処理の適正確保やチェック体制の強化など、再発防止等を徹底する必要がある。

(2) 公の施設の管理の適正化について

公の施設において、県から無償貸与されている重要備品の管理が不適切なものがあつた。

公の施設は多くの県民に利用されるその福祉を増進するものであることから、公の施設を管理する指定管理者においては、各種法令や基本協定等に定められた事項を遵守し、適正な事務処理、チェック体制の強化など、適切な施設の管理運営に努める必要がある。

(3) 財政的援助団体等に対する県の指導監督について

県が出資等を行っている公社等外郭団体は、公益上の必要性や県行政の補完的役割を担う目的で設立されていることから、その設立目的が十分果たせるよう健全な運営を確保する必要がある。

県は、出資法人等について、その自主性を尊重しつつ、設立の趣旨に沿って業務

第3 監査実施団体の財政的援助等の概要

1 一般財団法人沖縄県私学教育振興会（出資・補助金）

(1) 事業の概要

当法人は、沖縄県内の私立の高等学校、中学校、小学校、幼稚園、認定こども園、専修学校及び各種学校の振興並びに教職員及び私学振興団体職員の福利厚生の充実に資することを目的として昭和47年4月に必要な事業を行い、私学教育の充実と振興に寄与することを目的として昭和47年4月に設立されたもので、その前身は、昭和43年9月創設の特殊法人「私立学校振興会」である。平成25年4月に一般財団法人へ移行した。

令和6年度に行った主な事業は、次のとおりである。

- ① 融資あっせん事業
- ② 助成事業
- ③ 退職資金給付事業

(2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり基本金を出資するとともに補助金を交付している。

- ア 基本金の出資
基本金 600,000,000 円のうち、518,000,000 円、86.3%を出資している。
- イ 補助金の交付
令和6年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に基づく補助金は、次のとおりである。

区	分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県私立学校教職員退職金掛金補助金		383,595,690	119,372,772	私立学校教職員に係る退職金の積立

（単位：円）

2 沖縄文化スポーツツーリズムイノベーション株式会社（公の施設の指定管理）

(1) 事業の概要

県は、当法人を指定管理者として、次の施設の管理を行わせている。

- ア 沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第17条の規定により、令和2年度から浦添大公園の管理を行わせている。
- イ 沖縄県都市公園条例第17条の規定により、令和3年度から中城公園の管理を行わせている。
- ウ 沖縄県平和創造の森公園の設置及び管理に関する条例（平成10年沖縄県条例第14号）第3条の規定により、令和5年度から沖縄県平和創造の森公園の管理を行わせている。
- エ 沖縄県県民の森の設置及び管理に関する条例（昭和62年沖縄県条例第17号）第3条の規定により、令和5年度から沖縄県県民の森の管理を行わせている。
- オ 沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）第4条の規定により、令和5年度から沖縄県立名護青少年の家の管理を行わせている。
- 令和6年度に行った主な事業は、次のとおりである。
 - ① 浦添大公園及び中城公園の利用許可、利用料金の収受、施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務
 - ② 沖縄県平和創造の森公園の利用許可、利用料金の収受、施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務
 - ③ 沖縄県県民の森の利用許可、利用料金の収受、施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務

が適正かつ効率的に運営され、県民への行政サービスが向上するよう、引き続き適切な指導監督に努めていただきたい。

また、補助金交付団体等に対しては、補助金等の目的に沿って事業が適正に遂行されるよう、引き続き指導監督に努めていただきたい。

公の施設の管理については、県が行うべき事務を適正に処理するとともに、指定管理団体との連携を密にし、設置目的に沿って利用者へのサービスが、安定的、継続的に提供され更なる向上が図られるよう、施設の管理運営について指導監督を行い、併せて、指定管理団体の経営状況の把握に努めていただきたい。

る業務

- ④ 沖縄県立名護青少年の家の利用許可、利用料金の收受、施設及び附属設備の維持及び修繕、青少年に対する研修事業に関する業務

(2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり指定管理料を交付している。

ア 浦添大公園の管理に関する年度協定書第4条第1項に基づき交付した指定管理料(業務委託費)は、33,200,000円、浦添大公園の管理に関する基本協定書第18条第2項に基づき交付した指定管理料(大規模修繕)は、3,348,400円となっている。

なお、令和6年度の施設利用料収入は、285,900円となっている。

イ 中城公園の管理に関する年度協定書第4条第1項に基づき交付した指定管理料は、25,000,000円となっている。

なお、令和6年度の施設利用料収入は、1,733,210円となっている。

ウ 沖縄県平和創造の森公園の管理に関する年度協定書第3条第1項に基づき交付した指定管理料は、32,149,000円となっている。

なお、令和6年度の施設利用料収入は、374,400円となっている。

エ 沖縄県県民の森の管理に関する年度協定書第3条第1項に基づき交付した指定管理料は、27,404,000円となっている。

なお、令和6年度の施設利用料収入は、3,426,860円となっている。

オ 沖縄県立青少年の家の管理に関する年度協定書第3条第1項に基づき交付した指定管理料は、42,024,000円となっている。

なお、令和6年度の施設利用料収入は、3,180,840円となっている。

3 一般財団法人沖縄県セルブセンター (出資)

(1) 事業の概要

当法人は、沖縄県における障害者就労支援事業所、地域活動支援センター及び小規模作業所等の事業振興を図り、利用者の自立を促進するとともに、地域における障害者の就労のために必要な事業を展開し、もって障害者の完全参加と平等の実現に寄与することを目的として、平成6年10月に設立された。

令和6年度に行った主な事業は、次のとおりである。

- ① 広報・啓発事業
- ② 販売あっせん事業
- ③ 工賃アップ推進事業
- ④ 法人事業

(2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して基本財産へ充当した正味財産71,000,000円のうち、51,000,000円、71.8%を出資している。

4 沖縄県男女共同参画センター管理運営団体 (公の施設の指定管理)

(1) 事業の概要

当団体は、沖縄県男女共同参画センターの管理運営業務を営むことを目的として平成24年7月に設立された。

県は、沖縄県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例(平成17年沖縄県条例第41号)第3条の規定により、当団体を指定管理者として平成24年12月から沖縄県男女共同参画センターの管理を行わせている。

令和6年度に行った主な事業は、次のとおりである。

- ① 施設維持管理業務
- ② 図書業務
- ③ 自主事業(男女共同参画週間イベント、DV防止週間イベント等)

(2) 財政的援助等の内容

県が沖縄県男女共同参画センターの管理運営に関する年度協定書第4条第1項に基づき当団体に対し交付した指定管理料は、57,374,000円となっている。

なお、令和6年度の施設利用料収入は、20,613,540円となっている。

5 社会医療法人仁愛会 (補助金)

(1) 補助の目的

県は、沖縄県医療計画等に基づき、離島・へき地の住民が安心して暮らせる医療体制の整備を図るため、ドクターヘリの運用に係る経費について補助する沖縄県救急医療対策補助金等を交付している。

(2) 財政的援助等の内容

令和6年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

区分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県救急医療対策費補助金	321,992,103	313,961,000	ドクターヘリ運航経費、搭乗医師・看護師確保経費等運営経費
沖縄県救急病院運営費等補助金	1,991,431,498	64,414,000	救命救急センター運営に必要な経費
合 計	2,313,423,601	378,375,000	

6 公益財団法人沖縄県産業振興公社 (出資・補助金・損失補償・貸付金)

(1) 事業の概要

当法人は、県内商工業の生産技術向上及び経営の合理化等促進するため、設備の近代化、下請取引の円滑化、情報の収集・提供、中小企業の活性化、創造的中小企業の支援、経営革新等をバックアップする中小企業支援センター業務、その他産業振興に必要な事業を行い、もって本県産業の健全な発展に寄与することを目的として、昭和46年12月に財団法人沖縄県中小企業設備貸与公社として設立された。平成元年4月に財団法人沖縄県産業振興公社に名称変更、平成24年4月に公益認定を受け公益財団法人へ移行している。

令和6年度に行った主な事業は、次のとおりである。

- ① 中小企業等の経営革新や経営基盤の強化に関する事業
- ② 創業及び新事業の創出やベンチャー企業の育成に関する事業
- ③ 県内企業等の海外展開に関する事業
- ④ 県内企業等の人材育成に関する事業

(2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり基本金を出資するとともに補助金等の交付及び事業資金の

貸付けを行っている。
 ア 基本金の出資
 イ 補助金の交付

令和6年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づき補助金は、次のとおりである。

令和6年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づき補助金は、次のとおりである。

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
産業振興基盤強化費補助金	62,243,628	62,243,628	人件費、事務費等
中小企業総合支援事業費補助金	67,337,319	65,358,862	支援体制整備事業等
海外事務所等管理運営事業補助金	176,578,805	176,578,805	海外事務所管理運営事業
合 計	306,159,752	304,181,295	

ウ 損失補償金の交付
 エ 貸付金の状況

令和6年度における沖縄県中小企業機械類貸与資金貸付規程(昭和58年沖縄県告示第469号)等に基づく貸付金の状況は、次のとおりである。

区 分	前年度末残高	令和6年度		年度末残高
		貸付金	償還金	
沖縄県中小企業機械類貸与資金貸付金	1,539,551,000	350,000,000	215,476,000	1,674,075,000

7 一般財団法人沖縄 I T I ノベーション戦略センター (出資・補助金)

(1) 事業の概要

当法人は、沖縄県経済の振興を図る産業支援機関として、最先端の I T I ノベーションを活用する場や機会を提供することにより県内産業界の問題解決と新たな価値創造を実現することを目的に、平成30年5月に設立された。

令和6年度に行った主な事業は、次のとおりである。

- ① 沖縄県市町村 D X 支援業務
- ② I C T ビジネス高度化支援事業
- ③ スタートアップ・エコシステム構築支援事業
- ④ I T アイランド推進事業
- ⑤ 沖縄県行政ネットワークの管理・保守業務
- ⑥ 観光事業者収益力向上サポート事業
- ⑦ 沖縄県産業 D X 加速化事業

(2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり基本金を出資するとともに補助金を交付している。

ア 基本金を出資

基本金 355,000,000 円のうち、150,000,000 円、42.3%を出資している。

イ 補助金の交付

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県産業 D X 加速化事業補助金	6,885,000	6,885,000	リゾテックエクスボ 2024(イベント運営等)

8 那覇商工会議所 (補助金)

(1) 補助の目的

県は、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第4条第1項に基づき小規模事業者の経営の改善促進を支援する事業を行うことにより、地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている小規模事業者等の振興と安定に寄与することを目的に、沖縄県小規模事業者経営支援事業費補助金を交付している。

また、県内の中小企業者の円滑な事業承継の促進、沖縄県の雇用環境の改善を図ることを目的に各種補助金を交付している。

(2) 財政的援助等の内容

令和6年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づき補助金は、次のとおりである。

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県小規模事業者経営支援事業費補助金	119,215,543	110,329,829	小規模事業者の経営改善発達の支援等
事業承継円滑化支援事業補助金	395,000	395,000	事業承継診断及び事業承継計画策定支援等
沖縄雇用・経営基盤強化事業補助金	360,637	344,400	経営基盤の強化を図り雇用環境の改善に資する事業
合 計	119,971,180	111,069,229	

9 沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアム (公の施設の指定管理)

(1) 事業の概要

当団体は、沖縄情報通信センターの管理運営業務を営むことを目的として平成29年10月に設立された。

県は、沖縄情報通信センターの設置及び管理に関する条例(平成26年沖縄県条例第56号)第3条の規定により、当団体を指定管理者として平成30年度から沖縄情報通信センターの管理を行わせている。

令和6年度に行った主な事業は、次のとおりである。

- ① 施設運営業務
- ② 建築設備の維持管理

- ③ 保安警備・清掃及び植栽管理
- ④ 防災管理等

(2) 財政的援助等の内容

県が沖縄情報通信センターの管理運営に関する年度協定書第4条第1項に基づき当該団体に対し交付した指定管理料は、109,648,000円となっている。
なお、令和6年度の施設利用料収入は、140,044,968円となっている。

10 株式会社沖縄ダイケン（公の施設の指定管理）

(1) 事業の概要

県は、当法人を指定管理者として、次の施設の管理を行わせている。
ア 沖縄I T津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例（平成21年沖縄県条例第21号）第3条の規定により、平成25年度から沖縄I T津梁パーク施設の管理を行わせている。
イ 沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例（昭和62年沖縄県条例第42号）第3条の規定により、令和3年度から沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区の管理を行わせている。
ウ 沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例第3条の規定により、令和5年度から沖縄国際物流拠点産業集積地域うるま地区内企業立地サポーターセンターの管理を行わせている。
エ 沖縄県樋川立体駐車場の設置及び管理に関する条例（令和2年沖縄県条例第25号）第3条の規定により、令和5年度から沖縄県樋川立体駐車場の管理を行わせている。
令和6年度に行った主な事業は、次のとおりである。
① 沖縄I T津梁パーク施設の使用許可手続、使用料等の徴収、施設の維持管理、その他管理運営業務等
② 沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区の施設維持管理、施設運営支援等
③ 沖縄国際物流拠点産業集積地域うるま地区の企業誘致活動支援、企業立地の事業支援、施設の維持管理、その他付帯する業務等
④ 沖縄県樋川立体駐車場の利用料金の收受等、施設及び附属設備の維持及び修繕、施設利用に関する業務等

(2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり指定管理料を交付している。
ア 沖縄I T津梁パーク施設の管理運営に関する年度協定書第4条第1項に基づき交付した指定管理料は、78,199,000円となっている。
なお、令和6年度の施設利用料収入は、749,751,166円となっている。
イ 沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区の管理運営に関する年度協定書第4条第1項に基づき交付した指定管理料は、94,968,000円となっている。
なお、令和6年度の施設利用料収入は、280,087,380円となっている。
ウ 沖縄国際物流拠点産業集積地域うるま地区内企業立地サポーターセンターの管理運営に関する年度協定書第4条第1項に基づき交付した指定管理料は、33,622,000円となっている。
エ 沖縄県樋川立体駐車場の管理運営に関する基本協定書第42条に基づき、利用料金を当法人の収入とし、同協定書第46条に基づき、利用料金を等収入をもって、本業務の実施に係る費用を賄っている。
なお、当法人は沖縄県樋川立体駐車場の管理運営に関する年度協定書第4条第1項に基づき、固定納付金14,434,000円を、同協定書第5条第1項に基づき、剰余納付金7,000,000円を県に納付している。

11 公益財団法人沖縄県立芸術大学芸術振興財団（出資）

(1) 事業の概要

当法人は、沖縄県立芸術大学並びに沖縄県内における芸術文化の振興に関する必要な助成事業を行い、沖縄県立芸術大学及び地域社会の芸術文化の発展に寄与することを目的に、昭和62年11月に財団法人として設立され、平成25年7月に公益財団法人へ移行している。

- 令和6年度に行った主な事業は、次のとおりである。
① 沖縄県立芸術大学の教育・研究活動及び社会貢献活動に対する奨学金の給付
② 沖縄県立芸術大学の学生及び研究生に対する奨学金の給付
③ 地域社会の芸術文化活動に対する助成

(2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して基本財産524,770,680円のうち、400,000,000円、76.2%を出資している。

12 公立大学法人沖縄県立芸術大学（出資・補助金）

(1) 事業の概要

当法人は、卓越した教育研究の拠点として、沖縄文化が創り上げてきた個性の美と人類普遍の美を追究し、その成果を広く社会に還元するとともに、豊かな人間性と芸術的な創造力及び応用力を備えた人材を育成し、もって芸術文化及び地域社会の発展に資することを目的に、昭和61年4月に開学し、令和3年4月に公立大学法人へ移行している。

- 令和6年度に行った主な事業は、次のとおりである。
① 大学の設置及び管理に関する業務
② 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行う業務
③ 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行う業務
④ 公開講座の開設その他の学生以外の者に対し学習の機会を提供する業務
⑤ 大学における教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進する業務

(2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり資本金を出資するとともに補助金を交付している。
ア 資本金の出資
資本金6,612,500,000円の全額を現物出資している。
イ 補助金の交付
令和6年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
公立大学法人沖縄県立芸術大学 運営費交付金	1,330,014,807	1,330,014,807	大学運営に係る経費
公立大学法人沖縄県立芸術大学 施設整備費補助金	147,311,056	146,538,172	教育環境の整備、 教育水準の向上
合 計	1,477,325,863	1,476,552,979	

（単位：円）

13 沖繩コンベンションセンター共同事業体（公の施設の指定管理）

(1) 事業の概要

県は、沖繩コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例（平成17年沖繩県条例第44号）第3条の規定により、当団体を指定管理者として令和5年度から沖繩コンベンションセンターの管理を行わせている。

令和6年度に行った主な事業は、次のとおりである。

- ① 利用の許可、許可取消等に関する業務
- ② 利用料金の収受等に関する業務
- ③ センターの施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務

(2) 財政的援助等の内容

県が沖繩コンベンションセンター管理運営に関する年度協定書第3条第1項に基づき当団体に對し交付した指定管理料は、20,784,000円となっている。

なお、令和6年度の施設利用料収入は、259,205,510円となっている。

14 ザ・テラスホテルズ株式会社（公の施設の指定管理）

(1) 事業の概要

当法人は、昭和58年に沖繩県「ペネナリゾート事業計画」のホテル開発に伴い、昭和60年に「名護国際観光株式会社」として設立、平成14年に「ザ・テラスホテルズ株式会社」へ社名を変更した。

県は、万国津梁館の設置及び管理に関する条例（平成17年沖繩県条例第45号）第3条の規定により、当法人を指定管理者として平成24年度から万国津梁館の管理を行わせている。

- ① 施設の利用許可、利用料金の収受に関する業務
- ② 施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務
- ③ その他津梁館の管理運営に関する業務

(2) 財政的援助等の内容

県が万国津梁館の管理運営に関する年度協定書第3条第1項に基づき当法人に對し交付した指定管理料は、11,000,000円となっている。

なお、令和6年度の施設利用料収入は、103,104,288円となっている。

15 奥武山パークマネジメント（公の施設の指定管理）

(1) 事業の概要

当団体は、沖繩県立奥武山総合運動場及び奥武山公園の管理運営業務を営むことを目的として令和2年10月に設立された。

県は、沖繩県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例（平成17年沖繩県条例第28号）第3条及び沖繩県都市公園条例第17条の規定により、当団体を指定管理者として令和3年度から沖繩県立奥武山総合運動場及び奥武山公園の管理を行わせている。

令和6年度に行った主な事業は、次のとおりである。

- ① 沖繩県立奥武山総合運動場の利用許可、利用料金の収受、施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務
- ② 奥武山公園の利用許可、利用料金の収受、施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務

(2) 財政的援助等の内容

県は、当団体に對して次のとおり指定管理料を交付している。

ア 沖繩県立奥武山総合運動場の管理に関する年度協定書第3条第1項に基づき交付した指定管理料（業務実施費）は、183,700,000円、沖繩県立奥武山総合運動場の管理運営に関する基本協定書第47条第2項に基づき交付した指定管理料（不可抗力に起因する工事）は、871,345円となっている。

なお、令和6年度の施設利用料収入は、44,052,092円となっている。

イ 奥武山公園の管理に関する年度協定書第4条第1項に基づき交付した指定管理料（業務実施費）は、50,300,000円、同協定書第4条第2項に基づき交付した指定管理料（不可抗力に起因する工事）は、2,837,047円であり、奥武山公園の管理に関する基本協定書第18条第4項に基づき交付した指定管理料（大規模修繕）は、23,488,600円となっている。

なお、令和6年度の施設利用料収入は、3,688,865円となっている。

16 沖繩県土地開発公社（出資）

(1) 事業の概要

当法人は、公共用地、公有地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的として昭和47年12月に設立された。

令和6年度に行った主な事業は、次のとおりである。

- ① あっせん等事業（沖繩県からの委託に基づく道路事業、街路事業、公園事業、空港事業、公共公益施設用地の公共用地取得業務）
- ② 土地造成事業（豊見城市地先開発事業に係る管理委託事業）

(2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に對して資本金20,000,000円の出資を出資している。

17 沖繩都市モノレール株式会社（出資・補助金・貸付金）

(1) 事業の概要

当法人は、定時、定速性の確保ができる都市モノレールの導入を目指して、昭和57年9月に沖繩県と那覇市、その他23の民間企業の出資（第三セクター方式）により設立され、平成15年8月に那覇空港駅から首里駅の間12.9kmで開業した。その後、令和元年10月に首里駅からただこ浦西駅までの区間を延長開業し、営業区間を17.0kmとした。

令和6年度における1日平均乗客数は6万898人で、前年度の1日平均乗客数5万4,803人に比べて、11.1%増加している。

(2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に對して次のとおり資本金を出資するとともに補助金の交付及び資金の貸付けを行っている。

ア 基本金の出資

出資金総額13,862,500,000円のうち、5,264,450,000円、38.0%を出資している。

なお、令和4年1月に開催された臨時株主総会での承認を得て、無償減資と欠損補填を組み合わせた資本政策を実施したことにより、資本金は10,720,000,000円から100,000,000円へ減資となっている。

イ 補助金の交付

令和6年度における沖繩県補助金等の交付に関する規則に基づき補助金は、次のとおりである。

区		分		補助金額		事業内容	
		対象事業費		補助金額		事業内容	
沖繩都市モノレール事業補助金		3,897,831,000 〔R5 繰 547,692,000〕 〔R6 3,350,139,000〕	1,948,915,000 〔R5 繰 273,845,000〕 〔R6 1,675,070,000〕	モノレール3両編成 車両製造等			
沖繩県産業振興基金事業補助金		1,303,311	1,303,311	新型コロナウイルス収束を見据えた経済活動活性化及び出店者販路拡大への支援			
特別高圧受電契約事業者支援事業補助金		7,350,000	7,350,000	特別高圧受電契約の電気料金に対する支援			
合 計		3,906,484,311	1,957,568,311				

ウ 貸付金の状況
令和6年度における貸付金の状況は、次のとおりである。

区		分		令和6年度		年度末残高
		前年度末残高		償還金		
		貸付金		償還金		
都市モノレール建設事業資金貸付金	3,995,435,000	0	104,000,000	3,891,435,000		
都市モノレール整備資金貸付金	2,310,000,000	0	0	2,310,000,000		
都市モノレール事業資金貸付金	41,384,500	0	0	41,384,500		
都市モノレール3両化導入加速化事業資金貸付金	157,400,000	112,500,000	0	269,900,000		
合 計	6,504,219,500	112,500,000	104,000,000	6,512,719,500		

18 株式会社シーエーエンジニアリング沖繩（公の施設の指定管理）

(1) 事業の概要

県は、沖繩県港湾管理条例（昭和47年沖繩県条例第55号）第16条の規定により、当法人を指定管理者として令和5年度から宜野湾港マリナーナ、令和6年度から与那原マリナーナの管理を行わせている。

令和6年度に行った主な事業は、次のとおりである。

- ① 管理施設の使用許可及び使用許可の取り消し等に関する業務
- ② 管理施設の使用に係る権利義務の承継の届出の受理に関する業務

③ 管理施設等の維持及び修繕に関する業務

(2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり指定管理料を交付している。
ア 宜野湾港マリナーナの管理運営に関する年度協定書第4条第1項に基づき交付した指定管理料は、67,980,000円となっている。

なお、令和6年度の施設利用料収入は、183,438,290円となっている。
イ 与那原マリナーナの管理運営に関する年度協定書第4条第1項に基づき交付した指定管理料は、48,800,000円となっている。

なお、令和6年度の施設利用料収入は、81,505,851円となっている。

19 株式会社トラステック（公の施設の指定管理）

(1) 事業の概要

当法人は、公共の公園、体育施設の利用者に対するサービスの更なる向上を目的に、運営管理業務の専門会社として、平成20年4月に設立された。

県は、沖繩県都市公園条例第17条の規定により、平成21年度から平成26年度までの6年間を当法人、平成27年度から令和元年度までの5年間を当法人を代表とする共同企業体、令和2年度から当法人を指定管理者として沖繩県総合運動公園の管理を行わせている。

令和6年度に行った主な事業は、次のとおりである。

- ① 管理施設の利用許可に関する業務
- ② 利用料金の収受に関する業務
- ③ 公園の施設及び附属設備の維持及び管理に関する業務

(2) 財政的援助等の内容

県が沖繩県総合運動公園の管理に関する年度協定書第4条第1項に基づき交付した指定管理料（業務実施費）は、324,000,000円、同協定書第4条第2項に基づき交付した指定管理料（不可抗力に起因する工事）は、122,547,687円であり、沖繩県総合運動公園の管理に関する基本協定書第18条第2項に基づき交付した指定管理料（大規模修繕）は、21,259,255円となっている。

なお、令和6年度の施設利用料収入は、101,665,415円となっている。

20 名護中央公園管理共同企業体（公の施設の指定管理）

(1) 事業の概要

当団体は、名護中央公園の管理運営業務を営むことを目的として令和2年1月に沖繩文化スポーツイノベーション株式会社と名護自然動植物公園株式会社の2社で設立された。

県は、沖繩県都市公園条例第17条の規定により、令和2年度から令和6年度まで当団体を指定管理者として名護中央公園の管理を行わせていた。

令和6年度に行った主な事業は、次のとおりである。

- ① 管理施設の利用許可に関する業務
- ② 利用料金の収受に関する業務
- ③ 公園の施設及び附属設備の維持及び管理に関する業務

(2) 財政的援助等の内容

県が名護中央公園の管理に関する年度協定書第4条第1項に基づき当団体に対し交付した指定管理料は、26,000,000円となっている。

なお、令和6年度の施設利用料収入は、41,400円となっている。

21 特定非営利活動法人ばんず（公の施設の指定管理）

(1) 事業の概要

県は、沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例第4条の規定により、当法人を指定管理者として平成24年度から沖縄県立宮古青少年の家の管理を行わせている。

令和6年度に行った主な事業は、次のとおりである。

- ① 青少年に対する研修事業の実施に関する業務
- ② 青少年の家の利用許可、利用料金の取受に関する業務
- ③ 青少年の家の施設及びその附属設備の維持及び修繕に関する業務

(2) 財政的援助等の内容

県が沖縄県立青少年の家の管理に関する年度協定書第3条第1項に基づき当法人に対し交付した指定管理料は、39,064,000円となっている。

なお、令和6年度の施設利用料収入は、354,790円となっている。

発行所
沖縄県総務部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印刷所 株式会社 アント出版
〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1